

さくら第一学童クラブ増築電気設備工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
E-00	表紙、図面リスト	—
E-01	特記仕様書(1)	—
E-02	特記仕様書(2)	—
E-03	特記仕様書(3)	—
E-04	特記仕様書(4)	—
E-05	配置図・案内図	1:200, 1:5000
E-06	凡例	—
E-07	幹線設備系統図	—
E-08	盤結線図	—
E-09	照明器具姿図	—
E-10	弱電機器姿図	—
E-11	幹線・動力設備平面図	1:100
E-12	電灯設備平面図	1:100
E-13	コンセント設備平面図	1:100
E-14	弱電設備平面図	1:100
E-15	非常ベル・住宅用火災警報器・誘導標識設備平面図	1:100
E-16	太陽光発電設備特記仕様書	—
E-17	太陽光発電設備システム系統図及び機器姿図	—
E-18	太陽光発電設備平面図	1:100
E-19	太陽光発電設備屋根伏図	1:100
E-20	幹線設備撤去平面図	1:100
E-21	電灯・コンセント設備撤去平面図	1:100

特記仕様書

第1編 共通事項

1.1	工事件名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事
1.2	工事場所	東京都日野市多摩平三丁目2番地
1.4	工事規模	
	建物名称	さくら第一学童クラブ
	構造規模	木造 地上1階建て
	増築工事面積	130.83 m ²
1.5	工事期間	
	工期	契約確定日の翌日～ 令和7年3月14日
	概成工期	契約確定日の翌日～ 令和7年2月28日

1.6 工事種目及び工事概要

- <電気設備工事>
- 増築工事
- 幹線・動力設備
電力会社より低圧架空引込とし、引込開閉器盤、幹線分岐盤及び分電盤の設置及び空調機への電源供給工事とし、新たに電力会社より低圧架空引込を行う。
 - 電灯設備
照明器具、配線器具取付工事及び機器に至る配管配線工事一式
 - コンセント設備
コンセント等の配線器具取付工事及び機器に至る配管配線工事一式
 - 弱電設備
増築棟にドアホン子機及びワイヤレスモニター子機を既設インターホン回路に接続する。また、LAN用空配管及び防犯カメラ用配管の敷設を行う。
 - 非常警報設備
増築棟に非常警報装置（非常ベル）の取付及び配管配線工事一式
 - 住宅用火災警報設備（消火器含む）
住宅用火災警報器、消火器及び標識板の取付工事一式
 - 太陽光発電設備
太陽光電池モジュールを屋根部分に設置し、パワーコンディショナー等の取付及び配管配線・調整の一切を行う。
なお、余剰電力は電力会社に売電するものとする。
 - 撤去工事
増築工事に伴う低圧引込ケーブル及び引込開閉器の撤去を行う。

改修工事

- 電灯設備
バリアフリートイレの照明器具、配線器具取付工事及び機器に至る配管配線工事一式
- コンセント設備
バリアフリートイレのコンセント等の配線器具取付工事及び機器に至る配管配線工事一式
- 緊急呼出設備
バリアフリートイレの緊急呼出機器の取付及び配管配線工事一式
- 撤去工事
バリアフリートイレ改修に伴う機器及び配管配線の撤去を行う。

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(2) 環境負荷低減の取組みについて

- 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言
⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、工事履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

- 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和2年4月施工）」に基づき、次の事項に留意すること。
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
 - 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

- 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6) アスベスト含有建材の取扱い

- 本工事において使用する材料は、原則としてノンアスベスト製品を選定し使用すること。なお、機器等の性能及び仕様上、代替品を使用する場合は、監督員と協議の上施工すること。

2.1 適用範囲

- 本特記仕様書では、「（最新版）東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおりに施工する。
- 本工事は設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

- 本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

- 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立会いを行うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

- 日野市成績評定要綱（令和5年4月1日付）に基づく工事成績評定については、次による。
- 対象

2.5 工事の入札等について

- 入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者はその実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数及び時間等の記録を適切に管理しておく。
- 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。
- (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

- 設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。
「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 注意事項

- 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打合せを行わなければならない。
- 受注者は、生徒・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。
- 工事期間中、施設は通常通りの業務を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生のおそれがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、施設業務の支障にならないよう配慮しなければならない。
- 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
- 当施設内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
- 使用材料は事前にカタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 工事に使用する資機材・材料は、施設内に放置してはならない。
- 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。腕章等を必ず着用すること。
- 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- 施設内は、禁煙とする。
- 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和4年6月 日野市総務部 建築営繕課）」の定めによるものとする。

2.10 工事情報共有システム(新規追加)

- 本工事は、『日野市工事情報共有システム試行要領』に基づいて実施する。試行要領や特記仕様書の別紙等は、以下のホームページから入手すること。
<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html>

第3章 支払

3.1 部分払

- 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
 - 部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別述関連工事との施工区分については、原則として次表による。				
建築・電気設備・機械設備工事標準施工区分表				
項目	内 容	建築電気機械	備考	
1 各種水槽・ビツト(建物と一体構造のもの)	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○		
	2 コンクリート造の各種水槽蓋場	○		
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ・排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○		
	4 最下階便所のビツト、入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○		
	5 二重床改め口	○		
	6 二重床盤内通気管・通水管	○		
	7 二重壁内の水抜管	○		
2 トレチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋	○		
	2 屋内排水溝及び入孔蓋	○		
3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの)	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	○		
	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	○		
	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち)	○		
4 スリーブ	4 機器・水槽等のアケ及び基礎仕上げ	○	○	
	1 各種配管用スリーブ		○	○
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○*	○	*建築が取付る3つの場合
	3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ		○	
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ		○	
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○	
	6 各種スリーブの補強	○		
	7 避雷針取付け部	○		防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○		
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○		防水層を貫通する場合
10 貫通穴及びダクト空洞充填		○	○	
5 天井切込及び換気扇取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○		墨出しは電気、機械
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○		墨出しは電気、機械
6 改め口、点検扉	1 天井改め口	○		
	2 各種シャフト点検口	○		
7 はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修		○	○
8 排水	1 各種床排水金具	○	○	
	2 造付け流し(人造石研出し)の排水金具		○	
	3 流しの排水金具	○*	○	*建築が取付る流しの場合
9 雨水排水	4 外構工事におけるしり溝及びこれに接続する溜槽	○	○	
	1 ルーフドレイン	○		
	2 地盤面までの屋内縦樋・排水管	○	○	
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○	○	
4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の縦樋		○		
10 ガラリ	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。)	○		
	2 ドアガラリ	○		
	3 暗室等の遮光ガラリ	○		
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線		○	
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線		○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線		○	
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線		○	
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押ボタン取付け	○		
12 制御	1 空調用制御機器及び操作機器取付けとその配管・配線		○	
	2 衛生用液面制御機器取付けとその配管・配線		○	
	3 総合監視盤(衛生・空調)		○	
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線及び検出器・制御盤		○	
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤		○	
14 コット・接柱穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○		墨出しは電気
	2 実験台・演台(備品)等の穴あけ	○		墨出しは電気、機械
15 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○		
16 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち再使用するものの取外し	○	○	○

- 本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

- 本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- 受注者の負担とする。
- ・ 発注者の負担とする。

工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図 番	全E21枚・第E-01号	図 名	電気設備 特記仕様書(1)
作 成 令和6年 2月	監 理 日野市総務部 建築 営繕課		
	訂 正 令和 年 月 日	設 計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻 井 一 司	

第2編 工種別事項																					
第1章 総則	<p>第1節 一般事項</p> <p>1.1.1 官公署その他への届出手続等</p> <p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p> <p>1.1.2 現場代理人、監理技術者及び主任技術者（標準仕様書1.1.5）</p> <p>(1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者は、他の工事に専任で従事することができる。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者は、次の期間については工事現場への専任を要しない。</p> <p>○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間） 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。</p> <p>○ 工用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。</p> <p>○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。</p> <p>なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。</p> <p>○ 工事が完了後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>1.1.3 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.7）</p> <p>契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。</p> <p>登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という）に登録する。</p> <p>【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。</p> <p>1.1.4 施工体制台帳等</p> <p>施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。</p> <p>1.1.5 別契約の関連工事（標準仕様書1.1.11）</p> <p>本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。</p> <p>○ さくら第一学童クラブ増築建築工事</p> <p>○ さくら第一学童クラブ増築機械設備工事</p> <p>1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.16）</p> <p>(1) 建設副産物の処理の確認については、次による。</p> <p>ア 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（鳥しよにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（鳥しよ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項</p> <p>受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。</p> <p>なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。</p> <p>(7) 工事概要等</p> <p>工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。</p> <p>(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。</p> <p>(5) 建設副産物等の運搬・処理業者</p> <p>運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。</p> <p>(2) 現場での分別</p> <p>工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。</p> <p>(4) 解体工事計画</p> <p>建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。</p> <p>ウ 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する</p>	<p>(7) 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。</p> <p>①土砂を搬入する工事</p> <p>②碎石を搬入する工事</p> <p>③加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>(4) 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。</p> <p>①建設発生土を搬出する工事</p> <p>②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</p> <p>③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>(9) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）</p> <p>(2) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合）</p> <p>受注者は、本工事前から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。</p> <p>(4) 汚染土壌の処理</p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>エ 建設リサイクル法に係る手続</p> <p>受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。</p> <p>オ 有害物質のチェック</p> <p>受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。</p> <p>カ 工事情報の登録等</p> <p>○本工事は、「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。</p> <p>また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。</p> <p>なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター） 所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階 電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520 https://www.recycle.jaic.or.jp E-mail recycle@jaic.or.jp</p> <p>キ リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認</p> <p>建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況等工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>(7) 再生資源利用実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>①土砂を搬入する工事</p> <p>②碎石を搬入する工事</p> <p>③加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>(4) 再生資源利用促進実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <p>①建設発生土を搬出する工事</p> <p>②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</p> <p>③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>(9) リサイクル阻害要因説明書</p> <p>工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p> <p>①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する。又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p>③土砂等の利用工事中において購入材（新材）を使用する場合</p>	<p>④碎石の利用工事中において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）</p> <p>⑤アスファルト混合物の使用工事中において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）</p> <p>⑥現場内で分別を行わない場合</p> <p>(2) 搬入完了報告書（鳥しよにおける工事の場合）</p> <p>ク マニフェストの提示</p> <p>(7) マニフェストの提示</p> <p>受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。</p> <p>(4) 集計表の提出</p> <p>受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。</p> <p>(9) リサイクル伝票の提示</p> <p>受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。</p> <p>その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が必要な再生が対象となる。）</p> <p>(1) リサイクル証明書の提示</p> <p>受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。</p> <p>(2) 建設副産物の処理は、次による。</p> <p>ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。</p> <p>(7) 建設発生土の再利用</p> <p>受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。</p> <p>指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。</p> <p>上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>○ 現場で発生した建設発生土を使用する。</p> <p>・ 次のストックヤードから、ストック土（第一種建設発生土）を搬入する。 ストックヤード（区・市 地先）</p> <p>・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。 なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。</p> <p>搬入元名称（区・市 地先）</p> <p>・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第一種建設発生土）を搬入する。</p> <p>・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第一種建設発生土）を搬入する。</p> <p>・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。</p> <p>なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。</p> <p>また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。</p> <p>・ 次の場所から、土を搬入する。 搬入元名称（区・市 地先）</p> <p>・ 建設工事（区・市 地先）</p> <p>・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第一種建設発生土）を搬入する。</p> <p>・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第一種建設発生土）を搬入する。</p> <p>・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。</p> <p>なお、六価クロムについては、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭）に再利用する。</p> <p>・ 発生するについては、に再利用する。</p> <p>なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(2)」による。</p> <p>ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は次による。</p> <p>(7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。</p> <p>・</p> <p>(4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。</p> <p>PCB含有機器（トランス・コンデンサ等）が発生材として生じた場合は、監督員に速やかに報告し指示を受けること。</p> <p>・</p> <p>1.3.9(1) 及び「東京都建築工事標準仕様書」及び特記仕様書（建築工事）第29章 石綿除去工事による。</p>	<p>オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による</p> <p>(7) 建設発生土の取扱い</p> <p>受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。</p> <p>・ 現場内利用（工事現場外一時仮置き） ストックヤード（区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。</p> <p>・ 工事間利用 次の工事現場へ搬出する。 なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。 建設工事現場（区・市 地先）</p> <p>搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を上記工事間利用先工事の発注者局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。</p> <p>○ 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）</p> <p>本工事前から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。</p> <p>受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。</p> <p>・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。</p> <p>・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。 地区（区・市 地先）</p> <p>・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠頭株式会社）へ搬出する。</p> <p>・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠頭株式会社）へ搬出する。 搬出先名称（区・市 地先）へ搬出する。 （区・市 地先）</p> <p>・ 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）</p> <p>本工事前から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。</p> <p>受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。</p> <p>最終搬出先の記録を作成するため、本工事前から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。</p> <p>・ 搬出先名称（区・市 地先）へ搬出する。 （区・市 地先）</p> <p>・</p> <p>(4) 異物混入の防止</p> <p>受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。</p> <p>(7) 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。</p> <p>本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>・ コンクリート塊 住所 丁目 番 号 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：</p> <p>・ アスファルト・コンクリート塊 住所 丁目 番 号 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：</p>																	
		<table border="1"> <tr> <td>工 事 名</td> <td colspan="3">さくら第一学童クラブ増築電気設備工事</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>全E21枚・第E-02号</td> <td>図 名</td> <td>電気設備 特記仕様書(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作 成 令和6年 2月 日</td> <td colspan="3">監 理 日野市総務部建築営繕課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訂 正 令和 年 月 日</td> <td colspan="2">設 計 株式会社 スタッド</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">一級建築士第261354号 櫻 井 一 司</td> </tr> </table>	工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事			図 番	全E21枚・第E-02号	図 名	電気設備 特記仕様書(2)	作 成 令和6年 2月 日	監 理 日野市総務部建築営繕課			訂 正 令和 年 月 日	設 計 株式会社 スタッド			一級建築士第261354号 櫻 井 一 司		
	工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事																			
	図 番	全E21枚・第E-02号	図 名	電気設備 特記仕様書(2)																	
	作 成 令和6年 2月 日	監 理 日野市総務部建築営繕課																			
		訂 正 令和 年 月 日	設 計 株式会社 スタッド																		
			一級建築士第261354号 櫻 井 一 司																		

- 建設泥土

住所	丁目	番号
搬出距離	約 km	搬出量 約 m3
搬出条件		
- 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）

住所	丁目	番号
搬出距離	約 km	搬出量 約 m3
搬出条件		
- 建設混合廃棄物

住所	丁目	番号
搬出距離	約 km	搬出量 約 m3
搬出条件		

(1) 有価物の取扱い
建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(4)の規定による。（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月発第 2104141 号）等を参照すること。）

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
クレオソート油、CCA（クロム、銅、ヒ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

キ セッコウボードの処理方法は、次による。
(4) セッコウボードの撤去に際しては、セッコウボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
(7) (7)及び(4)以外の石膏ボードの処理は次による。
・最終処分場とする。
・再資源化とする。

ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。
(7) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。
・

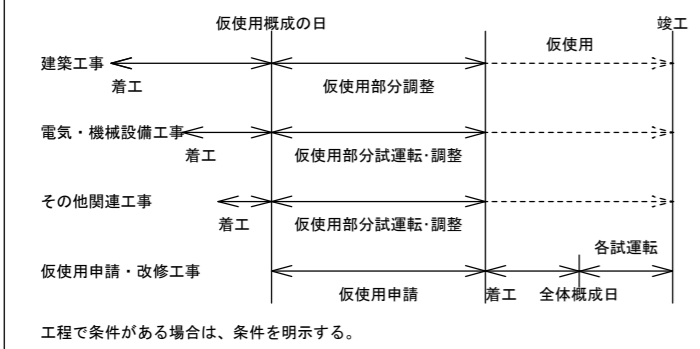
ケ 小型充電式電池の回収及びリサイクル処理については、契約締結後に監督員と協議する。

1.1.6 過積載の防止（標準仕様書1.1.17）
過積載の防止については、標準仕様書1.1.17のほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.7 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.19）
本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.2.1）
建築工事では、全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工事期間」に明記された場合はこれによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成している。
また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.3 別契約の関連工事」による。）
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分にに行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
※概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(32)」による。）



1.2.2 施工計画書（標準仕様書1.2.2）
仮囲い等を敷設する場合は、仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 試験、施工等の記録（標準仕様書1.2.5）
工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

- 工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する。
- 写真帳の提出は、次による。
 - 提出する。

工事完了時に電子データで提出する。
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキーブランチ、説明図を添付したものである。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入
使用機器については、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工程については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例から選定に限定するものではない。デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、JAC10ホームページを参照する。

エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

- 1.3.4 施工条件
- 本工事の電気主任技術者は、次による。
 -
 - 施工順序は、次による。
 -
 - 工所用車両の駐車場所及び資器材の置き場所は、次による。
 -
 - 施工条件は、次による。
 -

1.3.6 施工中の安全確保（労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等（標準仕様書1.3.）
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。
・本工事の受注者を指名する。なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
また、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生管理者
ウ 店社安全衛生管理者

1.4.6 石綿含有建材の取扱い

石綿含有建材の事前調査等の取扱いについては、最新の「東京都建築工事標準仕様書」第1章総則 第5節 石綿含有建材の調査及び 第29章 石綿除去工事の当該事項による。
(1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
・分析調査結果による。
・図面による。
・次による。

材料の種類	使用箇所		使用規模 (㎡)	備考
	室名	部位等		
・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックール(乾式) ・湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付け材(湿式)) ・石綿含有吹付けパーミキュライト ・石綿含有吹付けパーライト				
【石綿含有耐火被覆材】 ・耐火被覆板 ・けい酸カルシウム板第二種				
【石綿含有断熱材】 ・屋根用折板裏石綿断熱材 ・煙突用石綿断熱材				

【石綿含有保温材】				
・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・不定形保温材(水練り保温材) 【その他石綿含有成形板】 ・石綿スレート ・けい酸カルシウム板第一種 ・住宅屋根用化粧スレート ・押出成形セメント板 ・窯業系サイディング ・バルブセメント板 ・スラグせっこう板 ・フロア材 ・ロックウール吸音天井板 ・石膏板(ボード) ・石綿円筒 ・ビニル床タイル ・ビニル床シート ・その他石綿含有成形板 ・石綿含有ソフト巾木 ・石綿セメント管				
【その他】 ・石綿含有仕上塗材 ・防火材 ・ガスケット・パッキン ・耐火二層管 ・シーリング材				

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。
なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日厚生労働省 国土交通省環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
 - （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。
- また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。 ならびに、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。
(参考)

- 【報告対象となる工事】
- 解体部分の床面積合計が 80 ㎡以上の建築物解体工事
 - 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。
※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。
- 詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照
- (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。
なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができるものとする。
- (4) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成18年8月21日付け基発第0821002号(厚生労働省)(令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正)参照]
・ JIS A 1481-1 (定性分析)
・ JIS A 1481-2 (定性分析)
・ JIS A 1481-3 (定量分析)
・ JIS A 1481-4 (定量分析)
・ JIS A 1481-5 (定量分析)

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化材）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

○ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	
・			
・			

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.4.1）

- (1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

- ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。
- | | |
|--------------------|------------|
| (7) 特別品目 | (4) 特定調達品目 |
| ・建設発生土類 | ・建設機械 |
| ・再生木質ボード類 | ・変圧器 |
| ・環境配慮型型枠 | ・太陽光発電システム |
| ・再生クラッシュラン類 | (7) 調達推進品目 |
| ・低VOC塗料 | ・ |
| ○ 環境配慮形（EM）電線・ケーブル | |
| ○ RoHS指令対応電線・ケーブル | |
| ○ LEDを光源とする照明器具 | |
| ○ LEDを光源とする非常用照明器具 | |
| ○ 照明制御システム | |

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付する等して監督員に提出して、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達に完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。
また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
なお、チェックリストは、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については「東京都建築工事標準仕様書」1.4.1(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。
・

1.4.2 機材の品質等（標準仕様書1.4.2）

- 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよい機材は次による。
 -
- 再生資源の品質は、次による。
次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。
ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）
イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
ウ 再生砂（RC-10）
エ 再生加熱アスファルト混合物
オ 改良土
カ 粒状改良土
キ 流動化処理土
ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
ケ コンクリート用再生骨材H
コ 再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.4.4）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 施工の検査等（標準仕様書1.5.2）
見本施工の実施は、次による。
○ 実施しない。

工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図 番	全E21枚・第E-03号	図 名	電気設備 特記仕様書(3)
作 成	令和6年2月 日	監 理	日野市総務部 建築営繕課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井 一司

1.5.2 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.5.5）

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。
 ○ 一般工用建設機械
 （ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
 (1) バックホウ
 (2) ホイールローダ
 (3) ブルドーザ
 (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
 (5) 空気圧縮機（可搬式）
 (6) 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
 (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
 (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
 ※道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。

1.5.3 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.5.6）

(1) 次の建設機械は、低騒音型建設機械を用いるものとする。
 ア バックホウ
 イ クラムシェル
 ウ トラクターショベル
 エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
 オ 油圧式杭圧入引抜機
 カ アースオーガー
 キ オールケーシング掘削機
 ク アースドリル
 ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
 コ アスファルトフィニッシャー
 サ 空気圧縮機
 シ 発動発電機
 (2) 次の建設機械は、低振動型建設機械を用いるものとする。
 ア バイブロハンマー

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出書類（標準仕様書1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。
 (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 ○ 作成しない。
 (3) 保全に関する資料は、作成する。
 なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48条）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について人格権を行使しないこと

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.7.2）

(1) しゅん功図の種類及び記入内容等は、次による。ただし、受変電設備、発変電設備、構内交換設備等の機器の仕様詳細については、監督員の承諾を受けた製作図をもってしゅん功図に代えることができる。
 該当部分を選択する。
 ○ 案内図、外構図
 ○ 配置図、平面図
 ○ 結線図
 ○ 系統図、システム図
 ○ 姿図
 ○ 機器の仕様
 (2) しゅん功図の対象設備等については、次による。
 該当部分を選択する。
 ○ 幹線・動力設備
 ○ 電灯設備
 ○ コンセント設備
 ○ 弱電設備
 (3) しゅん功図の提出部数については、次による。
 ア 電子データ版（CD-R等） 2部
 イ 焼付図 金文字製本（A4） 0部
 見開製本（A2） 1部（文字なし観音開き）
 （A2） 0部（文字入り観音開き）
 （A3） 1部（文字入り観音開き）
 （A3） 0部（文字なし）
 ウ しゅん功原因 0部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 ア 建物保全データ 電子データで2部
 監督員から対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。
 イ その他の保全に関する資料
 ○予備品等引渡し通知書 ○鍵・備品・工具リスト
 ○試験成績書 ○保証書
 ○官公署届出書類（副本） ○建築物等の保守に関する説明書
 ○官公署届出書類の写し（機器取扱説明書・装置の運転説明書等）
 ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.7.4）

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。
 電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都ホームページを参照する。
 (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。
 ○「1.2.3 試験、施工等の記録」(2)による工事記録写真
 ○「1.6.2 しゅん功図」(3)ウによるしゅん功図
 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき3部作成の上、2部監督員に提出し、1部は工事請負契約書第46条第1項に定める契約不適合責任期間中、受注者が保管する。
 (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
 ○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
 (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。
 電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。
 なお、納品時にJACIGが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。JACIGが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACIGホームページを参照する。

第7節 共通事項

1.7.1 塗装工事（標準仕様書1.8.7）

(1) 塗料は、次に示すことに配慮した低VOC塗料とする。
 ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水溶性塗料であること。
 イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。
 また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
 (2) 金属管の塗料（金属製ボックス類を含む）の適用は、次による。
 該当部分を選択する。
 ・ 塗装しない。
 ○ 塗装する。ただし、標準仕様書1.8.7(1)で指定した部分及びEPS内は除く。

1.7.2 はつり工事（標準仕様書1.8.9）

1.7.2.1 開口部補修等（標準仕様書1.8.9.5）

(1) 本工事で必要とする補修箇所は、事前に監督員と協議する。
 (2) 防水箇所の貫通処理方法は、標準図（地中線13）による。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

1.7.3 インサート及びアンカー工事（標準仕様書1.8.10）

1.7.3.1 あと施工アンカー（標準仕様書1.8.10.3）

(1) 埋込配管等の探査の範囲及び方法は、監督員と協議する。
 (2) あと施工アンカーの性能確認試験は、製造者の標準とする。
 (3) あと施工アンカーの施工後確認試験は、目視とし監督員の確認による。

第3編 工事種目

(1) メーカーリスト

本工事に使用する資材は、下記メーカーより選定又は監督員の承諾を得たものとする。				
電線管・付属品	パナソニック	古河電工	丸一銅管	他JIS規格品
電線・ケーブル類	矢崎総業	古河電気工業	フジクラ	他JIS規格品
分電盤類	内山電機	パナソニック	日東工業	河村電器
照明器具	パナソニック	東芝ライテック	三菱電機照明	
配線器具類	パナソニック	東芝ライテック	神保	
非常呼出機器	パナソニック	アホン	ケコム	
インターホン	パナソニック	アホン	ケコム	
非常ベル	パナソニック	能美	ニッポン	ホーテ
太陽光発電	京セラ	第一テクノ		

(2) 特記事項

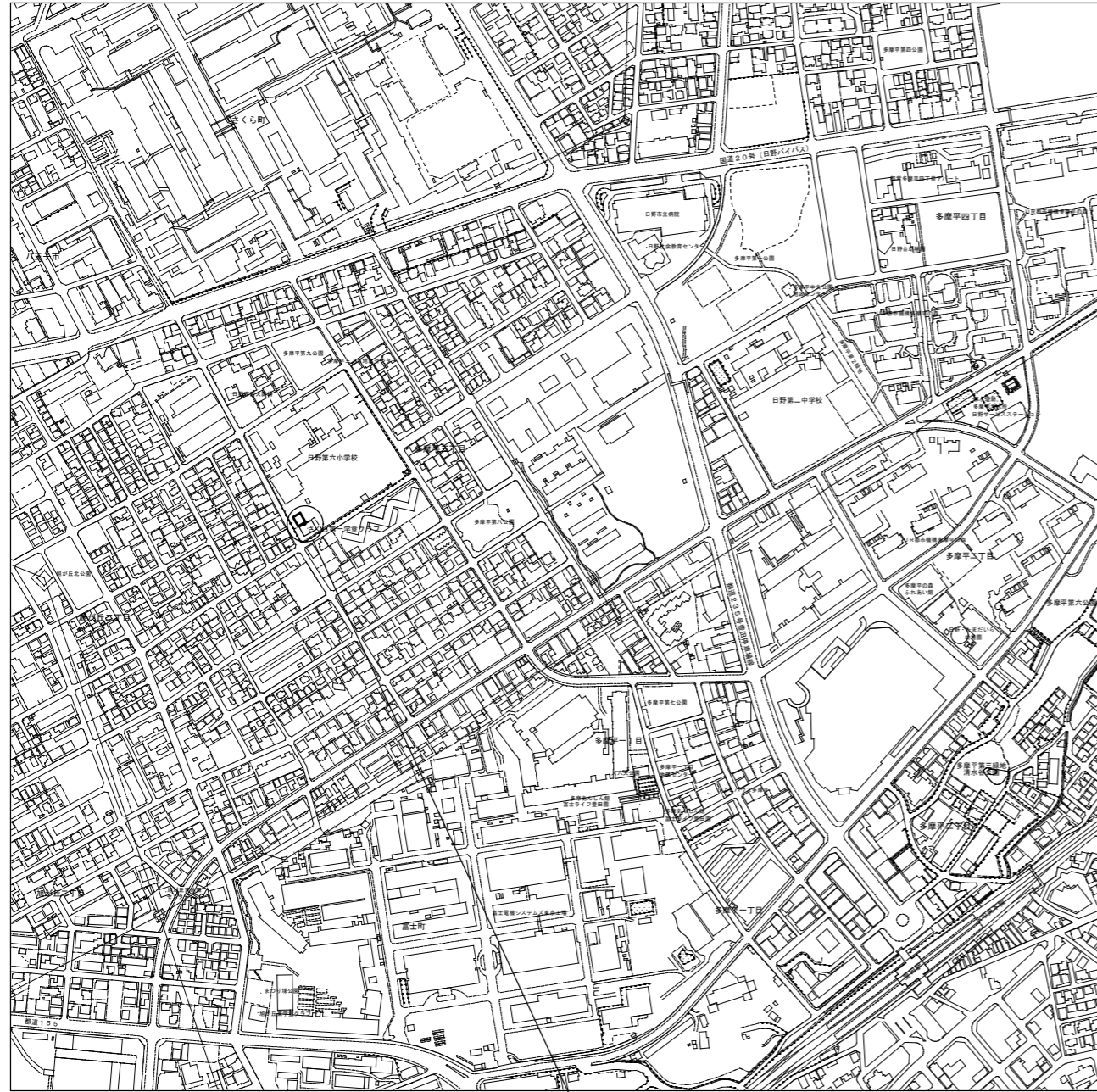
(1) 屋外で使用する金物類は全てステンレスか溶融亜鉛メッキ製とする。
 (2) シーリング剤は全て変性シリコン製とする。
 (3) 屋外に設置する盤、ボックス類にはその底面か側面に配管を接続し上面には接続しないこと。
 (4) この工事で必要な申請関係、諸費用は全てこの工事費にて見込むこと。
 (5) 監督員の指定する施工図は施工前に必ず提出し承諾を受ける。
 (6) 機器、配線器具（スイッチ、コンセント等）の取付高さは監督員の承諾を受けること。
 (7) 他関連工事の全ての電気負荷を熟知し施工に臨むこと。
 (8) 原則、本工事の施工は学校の授業時間帯以外の時間帯に行わなければならない。但し、授業への影響がない工事については、監督員の承諾を受け施工することができる。
 (9) 既設引込ケーブル及び引込開閉器盤の撤去の時期については停電回数及び時間帯を考慮し、主管課の了承を得ること。なお、停電を伴う工事は原則、学童クラブが休館となる日曜日とする。

2.9 注意事項

(1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打合せを行わなければならない。
 (2) 受注者は、生徒・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。
 (3) 工事期間中、施設は通常通りの業務を行っているため、騒音・振動・臭気等の発生のある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、施設業務の支障にならないよう配慮しなければならない。
 (4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散の恐れのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
 (5) 当施設内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
 (6) 使用材料は事前にカタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
 (7) 工事に使用する資機材・材料は、施設内に放置してはならない。
 (8) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。腕章等を必ず着用すること。
 (9) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
 (10) 施設内は、禁煙とする。
 (11) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和4年6月 日野市総務部 建築営繕課）」の定めによるものとする。

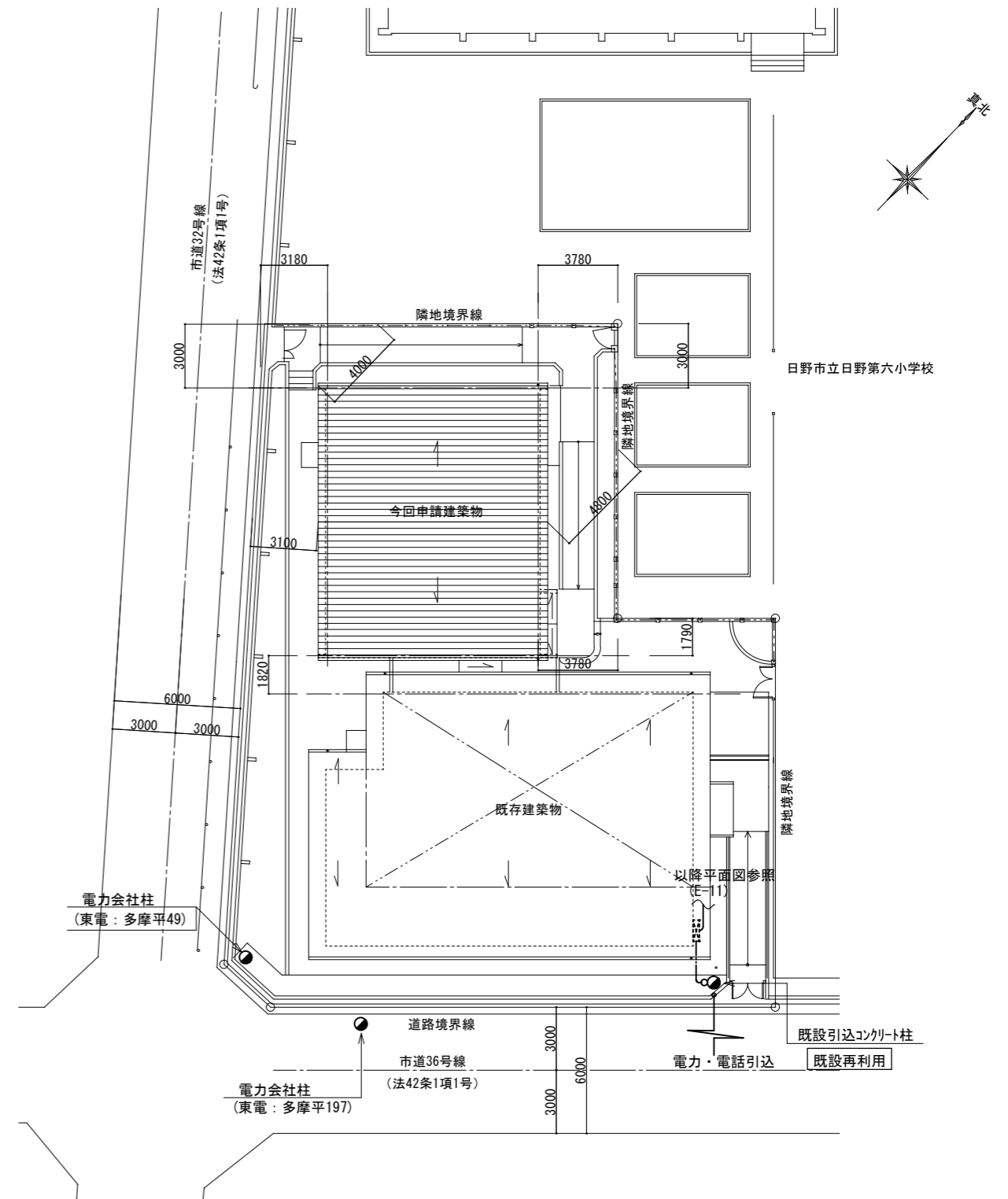
工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図 番	全E21枚・第E-04号	図 名	電気設備 特記仕様書(4)
作 成 令和6年2月 日	監 理 日野市総務部 建築 営繕課		
訂 正 令和 年 月 日	設 計 株式会社 スタッド		一級建築士第261354号 櫻 井 一 司

第2章
工事種目別特記事項



工事場所：東京都日野市多摩平三丁目21番地

付近見取図 S=1:5000



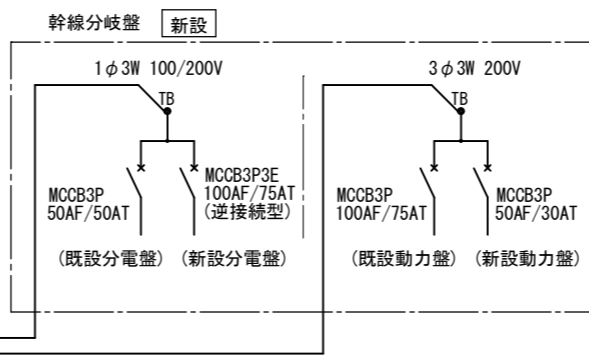
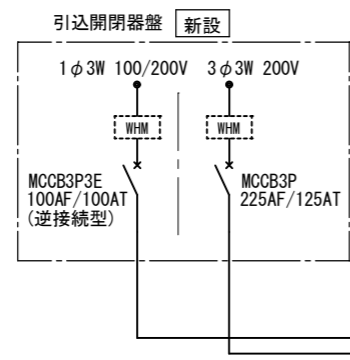
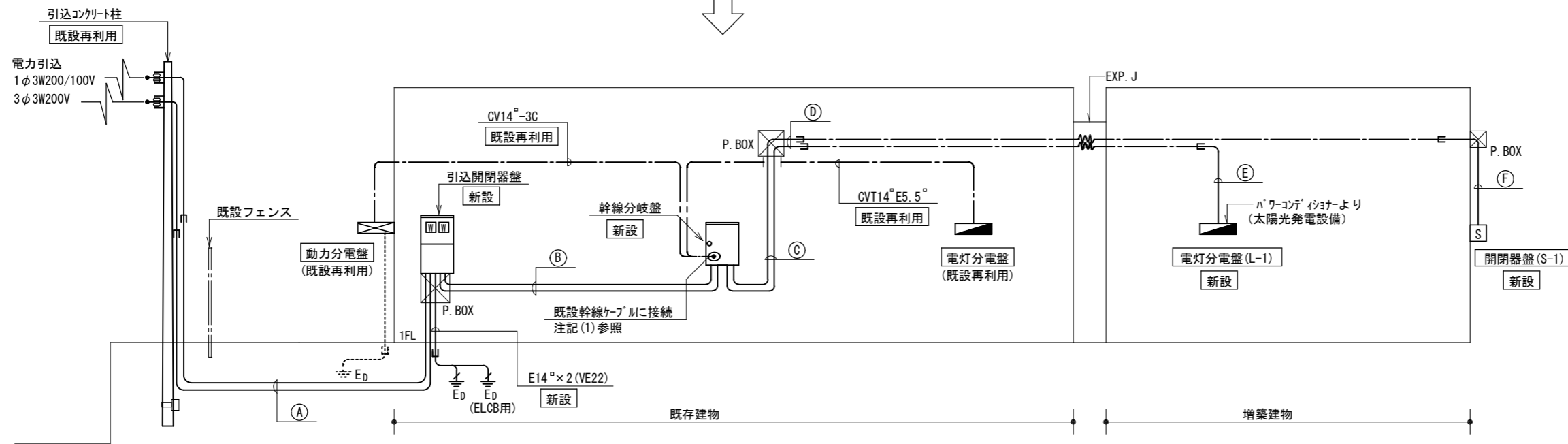
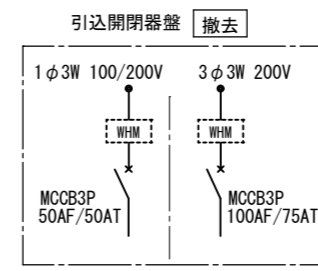
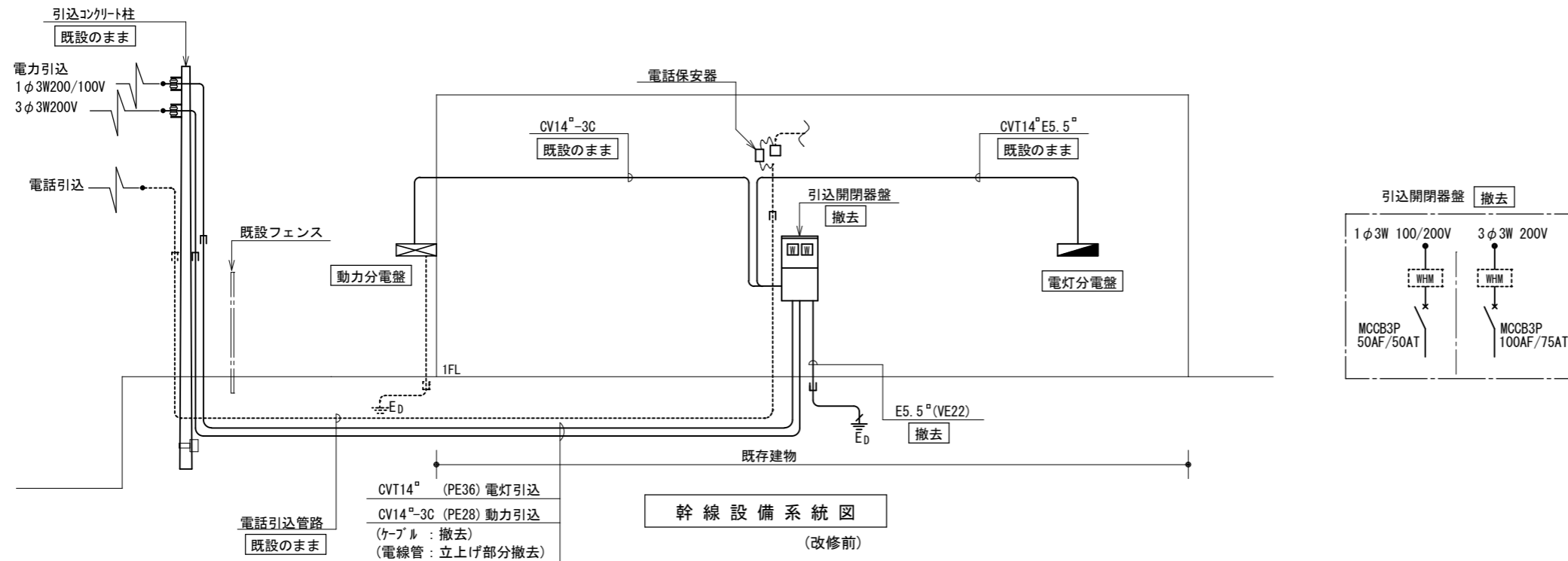
配置図 S=1:200

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-05号	図名	配置図、案内図
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司		

凡 例

記号	名 称	備 考	記号	名 称	備 考
	引込開閉器盤			情報用アウトレット 通線フッ, 樹脂製プレート付	壁付
	電灯分電盤				
	動力分電盤				
	開閉器盤			トイレ呼出表示器 親機	
	照明器具	直付又は埋込		トイレ呼出表示器 副親機	
	照明器具	直付又は埋込		トイレ呼出ボタン	
	照明器具	壁付		ワイヤレスモニターインターホン子機	
	照明器具	ダウンライト		カメラ付ドアホン子機	
	照明器具	ポール型外灯		住宅用火災警報器 煙式(光電式2種)	電池式
	埋込スイッチ 1P-15A 樹脂製プレート付	付記3, 4は3路, 4路を示す		非常警報装置(複合装置) 埋込型(起動装置, 表示灯, 警報ベル収容)	
	埋込スイッチ 1P-15A 確認表示灯付 樹脂製プレート付			粉末(ABC) 消火器	
	埋込スイッチ 1P-15A 位置表示灯付 樹脂製プレート付			誘導標識	
	熱線センサー用操作スイッチ 2回路(連続, 自動, 手動切替) 樹脂製プレート付	パナニック WTC5822W相当品		引込柱(コンクリート柱)	
	照明制御装置(熱線センサー内蔵) 親器8A(広角検知形)(AC100V, 8A)	パナニック WTK24818相当品		接地工事	接地の種類は付記による
	照明制御装置(熱線センサー内蔵) 子器	パナニック WTK2910K相当品		ケーブル及び接地埋設標	
	照明制御装置(熱線センサー内蔵) 子器(換気扇接続端子付)	パナニック WTK29318相当品			
	照明制御装置(熱線センサー内蔵) (換気扇消し遅れOFF機能付)	パナニック WTK2604相当品			
	埋込コンセント 2P-15A×1 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	天井隠べい
	埋込コンセント 2P-15A×1 接地極付 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	床隠べい
	埋込コンセント 2P-15A×1 接地極, 接地端子付 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	露出
	埋込コンセント 2P-15A×1 (片刃挿入防止機能付) 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	天井内ころがし
	埋込コンセント 2P-15A×1 (片刃挿入防止機能付) 接地極, 接地端子付 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	地中
	埋込コンセント 2P-15A(お止め)×1 樹脂製プレート付	2口以上は付記による		配管配線	立上げ, 素通し, 引下げ
	埋込コンセント 2P-15A(お止め)×1 接地極付 接地端子付 樹脂製プレート付	2口以上は付記による			
	埋込コンセント 2P-15A, 20A兼用×1 接地極付 接地端子付 樹脂製プレート付			ジョイントボックス	
	埋込コンセント 2P-20A×1(250V) 接地極付 樹脂製プレート付			ブルボックス	付記WPは溶融垂鉛めっき仕上げ
	埋込コンセント 2P-15A(お止め)×2 接地極付 接地端子付	防滴ガードプレート鍵付			
	防雨コンセント 2P-15A(お止め)×2 接地極, 接地端子付	パナニックBED22031JR4相当品			
	コンセント付ブレーカー ELCB2P1E30AF/20AT (コンセント2P15A(お止め), ET付×2個)		<p>(注記) ブルボックスのサイズは下記による。</p> <p>222(WP) — 防水型</p> <p>→ 高さ : 200</p> <p>→ 横 : 200</p> <p>→ 縦 : 200</p> <p>なお、付記(WP)は溶融垂鉛めっき仕上げとする。</p> <p>付記(VE)は樹脂製(150×150×100)とする。</p> <p>強電用(金属製ブルボックス)は接地端子座による接地端子を設ける。</p>		
	自動点滅器	100V-3A			
	24時間換気スイッチ	別途機械設備工事			
	換気扇	別途機械設備工事			
	天井扇	別途機械設備工事			

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-06号	図名	凡 例
作成 令和6年 2月 日	監理	日野市総務部 建築営繕課	
訂正 令和 年 月 日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井 一 司	

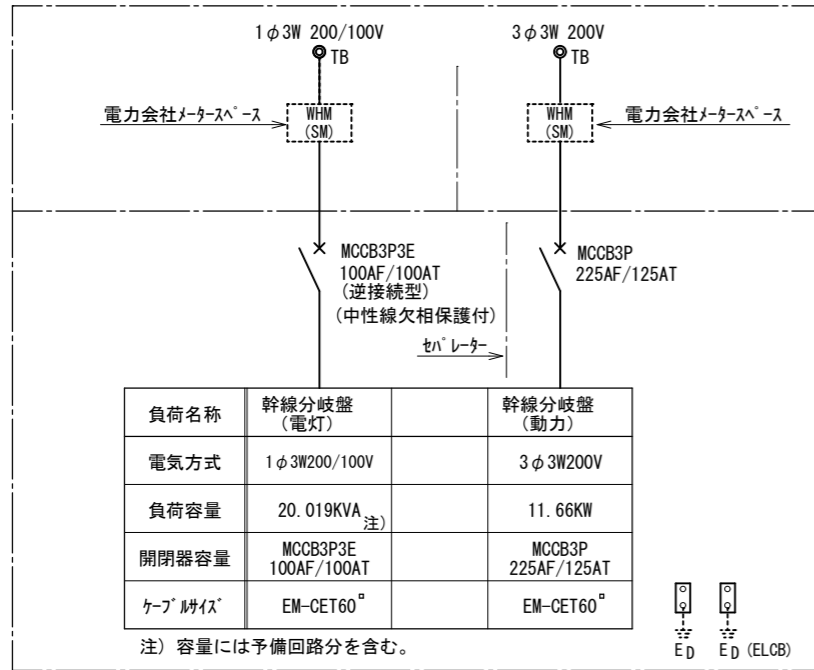


①	EM-CET60° (FEP65)	新設電灯引込
	EM-CET60° (FEP65)	新設動力引込
	立上げ部電線管 : (G54)	
②	EM-CET60° (G54)	新設電灯幹線
	EM-CET60° (G54)	新設動力幹線
	EM-IE14°x2 (VE22)	新設接地
③	EM-CET22° (G36)	新設分電盤
	EM-CE8°-3C (G28)	新設空調盤
	EM-IE5.5°x2 (VE22)	新設接地
④	EM-CET22° (E39)	新設分電盤
	EM-CE8°-3C (E31)	新設空調盤
	EM-IE5.5°x2 (VE22)	新設接地
⑤	EM-CET22°E5.5°x2 (E51)	新設分電盤
⑥	EM-CE8°-3C E5.5°x2 (G36)	新設開閉器盤
	天井内突出し電線管 : (E39)	

注記
 (1) 新設幹線分岐盤の位置は既設引込開閉器盤の位置とし、既設幹線ケーブルに接続とする。
 (2) 既設引込ケーブル及び引込開閉器盤の撤去の時期については停電回数及び時間等を考慮し主管課の了承を得ること。なお、停電を伴う工事は原則、学童クラブが休館となる日曜日とする。

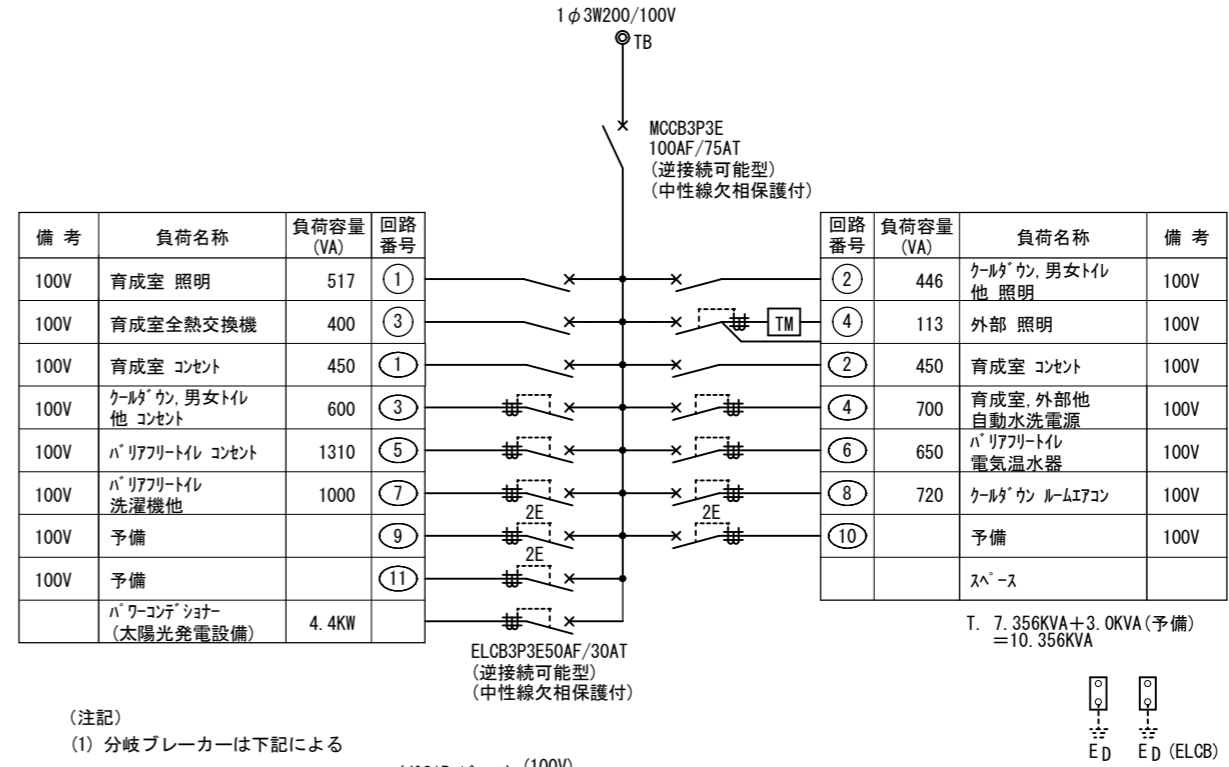
工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-07号	図名	幹線設備系統図
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司		

引込開閉器盤 (鋼板製屋外形指定色仕上げ)



- 仕様
 (1) 形式: 屋外形
 (2) 材質: 鋼板製指定色仕上げ
 (3) 電力会社メーターはスマートメーター (SM) とする。

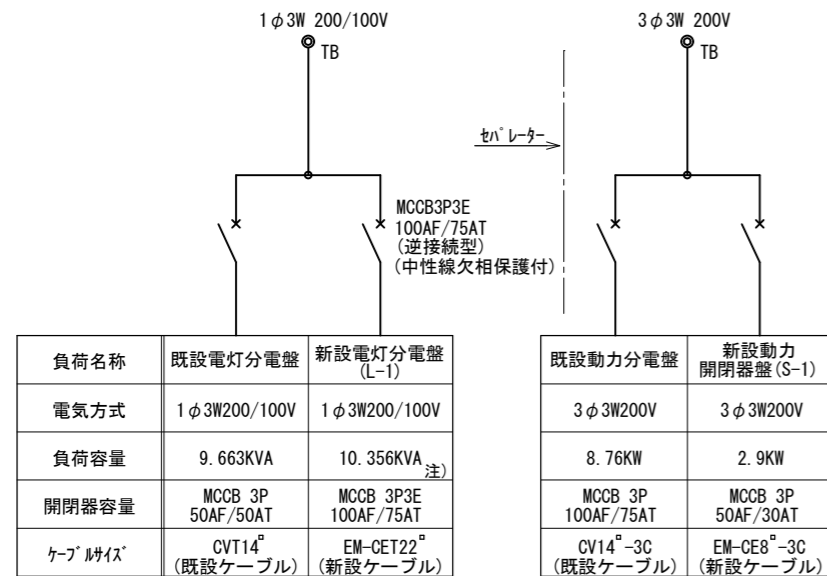
電灯分電盤 L-1 (鋼板製屋内形埋込型指定色仕上げ)



- (注記)
 (1) 分岐ブレーカーは下記による
 -x- : MCCB2P1E50AF/20AT (JIS1Pモジュール) (100V)
 -x-2E : MCCB2P2E50AF/20AT (JIS1Pモジュール) (100/200V)
 -x- : ELCB2P1E50AF/20AT (JIS1Pモジュール) (100V)
 -x-2E : ELCB2P2E50AF/20AT (JIS1Pモジュール) (100/200V)
 [TM] タイマ(ソーラー機能)停電補償付

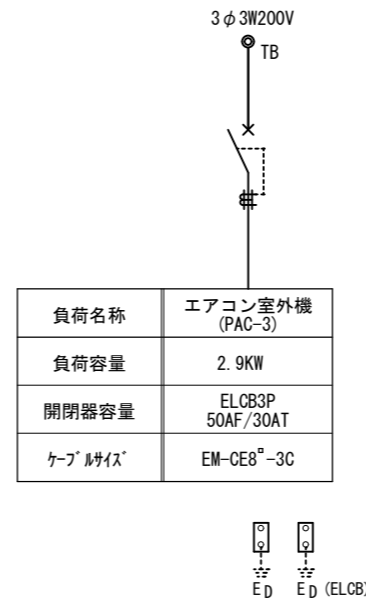
- 仕様
 (1) 形式: 埋込形
 (2) 材質: 鋼板製指定色仕上げ

幹線分岐盤 (鋼板製屋外形指定色仕上げ)



- 仕様
 (1) 形式: 屋外形
 (2) 材質: 鋼板製指定色仕上げ

開閉器盤 S-1 (鋼板製屋外形指定色仕上げ)







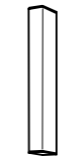
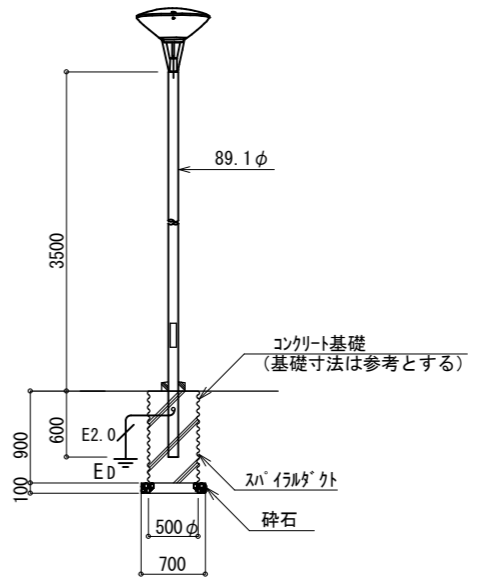


- 仕様
 (1) 形式: 屋外形
 (2) 材質: 鋼板製指定色仕上げ

- (注記)
 1. 記号凡例
 -x- : 配線用遮断器
 -x- : 漏電遮断器
 [] : 接地端子座
 ⊙ TB : 端子台
 2. 分岐用JIS協約形ブレーカーの二次側は連結端子式とする。
 3. 函体には接地端子座 (D種及びD種 (ELCB用)) を設ける。
 4. 分岐回路の接地線接続用に接地線用銅帯を設け回路数分の接地端子を備える。
 5. 回路番号凡例は下記による。
 ① : 1φAC100V コンセント負荷
 ① : 1φAC200V コンセント負荷
 ① : 1φAC100V 電灯負荷
 ① : 1φAC200V 電灯負荷
 ① : 1φAC100V 防災負荷

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-08号	図名	盤結線図
作成 令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司	

照明器具姿図

A1	直付一体型LED40形 公共施設型番:LSS9-4-48	B	直付一体型LED20形 公共施設型番:LSS9-2-30	C1	LEDダウンライト 公共施設型番:LRS1-05
A2	直付一体型LED40形 公共施設型番:LSS9-4-37	参考型番:パナソニック XLX230AENG LE9相当品 		C2	LEDダウンライト 公共施設型番:LRS1-08
A3	直付一体型LED40形 公共施設型番:LSS9-4-30			参考型番:C1:パナソニック XND0639WN LE9相当品 参考型番:C2:パナソニック XND1069WN LE9相当品 	
A4	直付一体型LED40形 公共施設型番:LSS9-4-23			参考型番:A1:パナソニック 直付XLX450AENP LE9相当品 参考型番:A2:パナソニック 直付XLX440AENU LE9相当品 参考型番:A3:パナソニック 直付XLX430AENP LE9相当品 参考型番:A4:パナソニック 直付XLX420AENP LE9相当品 	
参考型番:A1:パナソニック 直付XLX450AENP LE9相当品 参考型番:A2:パナソニック 直付XLX440AENU LE9相当品 参考型番:A3:パナソニック 直付XLX430AENP LE9相当品 参考型番:A4:パナソニック 直付XLX420AENP LE9相当品  本体 : 鋼板 (白色粉体塗装) ライトカバー : ホリカーボネート(乳白) 光源寿命 : 40000時間(光束維持率85%) 光色 : 昼白色(5000K) 電圧 : ホルツフリー(100~242V) 器具光束 : A1:5200lm以上, A2:4000lm以上, A3:3200lm以上, A4:2500lm以上				参考型番:A1:パナソニック 直付XLX450AENP LE9相当品 参考型番:A2:パナソニック 直付XLX440AENU LE9相当品 参考型番:A3:パナソニック 直付XLX430AENP LE9相当品 参考型番:A4:パナソニック 直付XLX420AENP LE9相当品  本体 : 鋼板 (白色粉体塗装) ライトカバー : ホリカーボネート(乳白) 光源寿命 : 40000時間(光束維持率85%) 光色 : 昼白色(5000K) 電圧 : ホルツフリー(100~242V) 器具光束 : 3200lm以上	
D	LEDブラケット(防雨型) 公共施設型番:LBF3MP/RP-4-20	E	LEDブラケット(防雨型) 公共施設型番:LBF3MP/RP-2-06	F LED外灯(防雨型)	
参考型番:パナソニック NNFW41800C LE9相当品  本体 : ステンレス カバー : ホリカーボネート(乳白) 光源寿命 : 40000時間(光束維持率85%) 光色 : 昼白色(5000K) 電圧 : ホルツフリー(100~242V) 保護等級 : IP23(防湿)		参考型番:パナソニック NNFW21800K LE9相当品  本体 : ステンレス カバー : ホリカーボネート(乳白) 光源寿命 : 40000時間(光束維持率85%) 光色 : 昼白色(5000K) 電圧 : ホルツフリー(100~242V) 保護等級 : IP23(防湿)		参考型番:灯具:パナソニック NNY22686K LE9相当品 参考型番:ポール:パナソニック DYDX2309H相当品  本体 : アルミダイキャスト 笠 : アルミ板 グローブ : ホリカーボネート 光源寿命 : 60000時間(光束維持率70%) 光色 : 昼白色(5000K) 電圧 : ホルツフリー (100~242V) 保護等級 : IP23(防湿) その他 : 落下防止ワイヤ付	

(注記)

(1) この図は参考図で各製作者により多少異なるものもその機能を満足するものであれば差支えない。なお詳細は承諾図により決定する。

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-09号	図名	照明器具姿図
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司		

弱電機器姿図

<p>☐☐ トイレ呼出表示器(親機・副親機)</p> <p>参考型番：パナソニック：WQ4302K(親機)、WQ4402K(副親機)相当品</p> <table border="1"> <tr><td>定 格</td><td>電源電圧AC100V 50/60Hz(親器のみ)</td></tr> <tr><td></td><td>消費電力 待機時：3W以下</td></tr> <tr><td></td><td>(副親器は親器より供給) 最大時：5.5W以下</td></tr> <tr><td>形 状</td><td>埋込型</td></tr> <tr><td>プレート</td><td>樹脂製 2個用</td></tr> </table>	定 格	電源電圧AC100V 50/60Hz(親器のみ)		消費電力 待機時：3W以下		(副親器は親器より供給) 最大時：5.5W以下	形 状	埋込型	プレート	樹脂製 2個用	<p>☐ トイレ呼出ボタン (プルスイッチ付)</p> <p>参考型番：パナソニック WS66772</p> <table border="1"> <tr><td>定 格</td><td>12V 30mA</td></tr> <tr><td>回路方式</td><td>ON保持形</td></tr> <tr><td>その他</td><td>パナソニック「防沫」プレート、リフト線付</td></tr> </table>	定 格	12V 30mA	回路方式	ON保持形	その他	パナソニック「防沫」プレート、リフト線付	<p>☐ 玄関子機</p> <p>参考型番：パナソニック VL-V574L-N</p> <table border="1"> <tr><td>定 格</td><td>待ち受け時：DC約5V 動作時：DC約20V</td></tr> <tr><td>消費電流</td><td>待ち受け時：DC約2mA、動作時：DC約130mA</td></tr> <tr><td>外観材質</td><td>難燃性PC/PS樹脂(パナソニック部：難燃性ABS樹脂)</td></tr> <tr><td>照 明</td><td>LEDライト</td></tr> <tr><td>防 水 性</td><td>IPX3以上</td></tr> </table>	定 格	待ち受け時：DC約5V 動作時：DC約20V	消費電流	待ち受け時：DC約2mA、動作時：DC約130mA	外観材質	難燃性PC/PS樹脂(パナソニック部：難燃性ABS樹脂)	照 明	LEDライト	防 水 性	IPX3以上	<p>Ⓣ ワイヤレスモニター子機</p> <p>台数：1台</p> <p>参考型番：パナソニック VL-WD618</p> <table border="1"> <tr><td>電 源</td><td>専用ニッケル水素電池 DC2.4V/650mAh</td></tr> <tr><td>外観材質</td><td>難燃性ABS樹脂</td></tr> <tr><td>無線通信方式</td><td>1.9GHz TDMA-WB</td></tr> <tr><td>画面表示</td><td>約2.4型カラー液晶ディスプレイ</td></tr> <tr><td>通話方式</td><td>音声交互自動切替方式</td></tr> <tr><td></td><td>充電台(AC100V)</td></tr> </table>	電 源	専用ニッケル水素電池 DC2.4V/650mAh	外観材質	難燃性ABS樹脂	無線通信方式	1.9GHz TDMA-WB	画面表示	約2.4型カラー液晶ディスプレイ	通話方式	音声交互自動切替方式		充電台(AC100V)
定 格	電源電圧AC100V 50/60Hz(親器のみ)																																								
	消費電力 待機時：3W以下																																								
	(副親器は親器より供給) 最大時：5.5W以下																																								
形 状	埋込型																																								
プレート	樹脂製 2個用																																								
定 格	12V 30mA																																								
回路方式	ON保持形																																								
その他	パナソニック「防沫」プレート、リフト線付																																								
定 格	待ち受け時：DC約5V 動作時：DC約20V																																								
消費電流	待ち受け時：DC約2mA、動作時：DC約130mA																																								
外観材質	難燃性PC/PS樹脂(パナソニック部：難燃性ABS樹脂)																																								
照 明	LEDライト																																								
防 水 性	IPX3以上																																								
電 源	専用ニッケル水素電池 DC2.4V/650mAh																																								
外観材質	難燃性ABS樹脂																																								
無線通信方式	1.9GHz TDMA-WB																																								
画面表示	約2.4型カラー液晶ディスプレイ																																								
通話方式	音声交互自動切替方式																																								
	充電台(AC100V)																																								
<p>Ⓔ 住宅用火災警報器 (煙式(光電式2種))</p> <p>参考型番：パナソニック SHH48453BL相当品</p> <table border="1"> <tr><td>電 源</td><td>専用リチウム電池 (DC3V)</td></tr> <tr><td>電池寿命</td><td>約10年</td></tr> <tr><td>移報接点</td><td>接点構成 a接点(無電圧、無極性)容量DC30V0.5A以下</td></tr> <tr><td>使用周囲温度</td><td>0°C～+40°C</td></tr> <tr><td>警報音量</td><td>90⁺¹⁰₋₃ dB (1m)</td></tr> <tr><td>警報音周波数</td><td>0.3kHz～4.0kHz</td></tr> </table>	電 源	専用リチウム電池 (DC3V)	電池寿命	約10年	移報接点	接点構成 a接点(無電圧、無極性)容量DC30V0.5A以下	使用周囲温度	0°C～+40°C	警報音量	90 ⁺¹⁰ ₋₃ dB (1m)	警報音周波数	0.3kHz～4.0kHz			<p>ⓄⓄⓄ 非常警報装置(複合装置)埋込型</p> <p>参考型番：パナソニック BG70231H相当品</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>自動式サイレン</td></tr> <tr><td>電 源</td><td>AC100V 50/60Hz</td></tr> <tr><td>消費電力</td><td>警戒時最大：4.5VA 警報時最大：5.5VA</td></tr> <tr><td>予備電源</td><td>DC6V 0.29Ah ニッケルカドニウム蓄電池</td></tr> <tr><td>音響装置</td><td>サイレン音90dB以上 DC3.3V 250mA</td></tr> <tr><td>使用周囲温度</td><td>0～+40°C</td></tr> <tr><td>質 量</td><td>750g</td></tr> </table>	種 類	自動式サイレン	電 源	AC100V 50/60Hz	消費電力	警戒時最大：4.5VA 警報時最大：5.5VA	予備電源	DC6V 0.29Ah ニッケルカドニウム蓄電池	音響装置	サイレン音90dB以上 DC3.3V 250mA	使用周囲温度	0～+40°C	質 量	750g												
電 源	専用リチウム電池 (DC3V)																																								
電池寿命	約10年																																								
移報接点	接点構成 a接点(無電圧、無極性)容量DC30V0.5A以下																																								
使用周囲温度	0°C～+40°C																																								
警報音量	90 ⁺¹⁰ ₋₃ dB (1m)																																								
警報音周波数	0.3kHz～4.0kHz																																								
種 類	自動式サイレン																																								
電 源	AC100V 50/60Hz																																								
消費電力	警戒時最大：4.5VA 警報時最大：5.5VA																																								
予備電源	DC6V 0.29Ah ニッケルカドニウム蓄電池																																								
音響装置	サイレン音90dB以上 DC3.3V 250mA																																								
使用周囲温度	0～+40°C																																								
質 量	750g																																								

(注記)

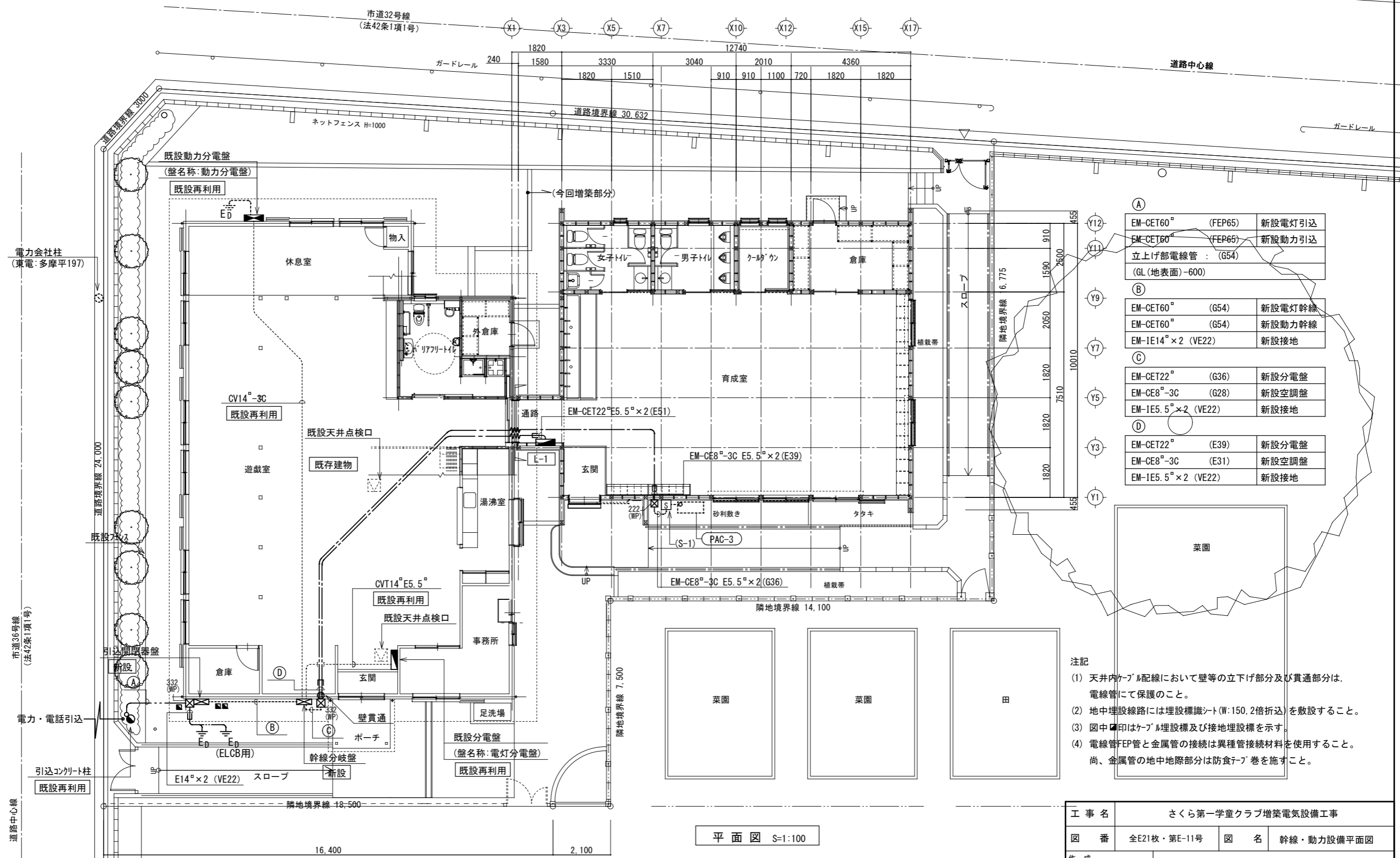
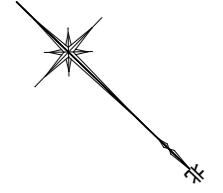
(1) この図は参考図で各製作者により多少異なるものもその機能を満足するものであれば差支えない。なお詳細は承諾図により決定する。

工 事 名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図 番	全E21枚・第E-10号	図 名	弱電機器姿図
作 成 令和6年2月 日	監 理 日野市総務部建築営繕課		
訂 正 令和 年 月 日	設 計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井 一 司		

空調負荷一覧表

記号	負荷名称	電源容量	ケーブルサイズ	配管サイズ
PAC-3	パナソニックエアコン室外機 (育成室系統)	3φ200V 圧縮機: 2.6KW ファン(外): 0.2KW×1 ファン(内): 0.05KW×2	EM-CE8 ^φ -3C E5.5 ^φ	露出: (G36) (F ₂ 38)

(注記) 機器への接続は金属製可とう電線管(ビニル被覆、防水)とする。

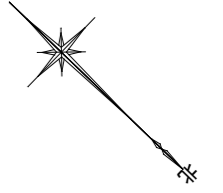


記号	負荷名称	電源容量	ケーブルサイズ	配管サイズ
Y12	EM-CET60 ^φ (FEP65)	新設電灯引込		
Y11	EM-CET60 ^φ (FEP65)	新設動力引込		
Y9	立上げ部電線管: (G54)			(GL(地表面)-600)
Y7	EM-CET60 ^φ (G54)	新設電灯幹線		
Y7	EM-CET60 ^φ (G54)	新設動力幹線		
Y5	EM-IE14 ^φ ×2 (VE22)	新設接地		
Y3	EM-CET22 ^φ (G36)	新設分電盤		
Y3	EM-CE8 ^φ -3C (G28)	新設空調盤		
Y1	EM-IE5.5 ^φ ×2 (VE22)	新設接地		
Y1	EM-CET22 ^φ (E39)	新設分電盤		
Y1	EM-CE8 ^φ -3C (E31)	新設空調盤		
Y1	EM-IE5.5 ^φ ×2 (VE22)	新設接地		

- 注記
- (1) 天井内ケーブル配線において壁等の立上げ部分及び貫通部分は、電線管にて保護のこと。
 - (2) 地中埋設線路には埋設標識シート(W:150, 2倍折込)を敷設すること。
 - (3) 図中印はケーブル埋設標及び接地埋設標を示す。
 - (4) 電線管FEP管と金属管の接続は異種管接続材料を使用すること。尚、金属管の地中地際部分は防食テープ巻を施すこと。

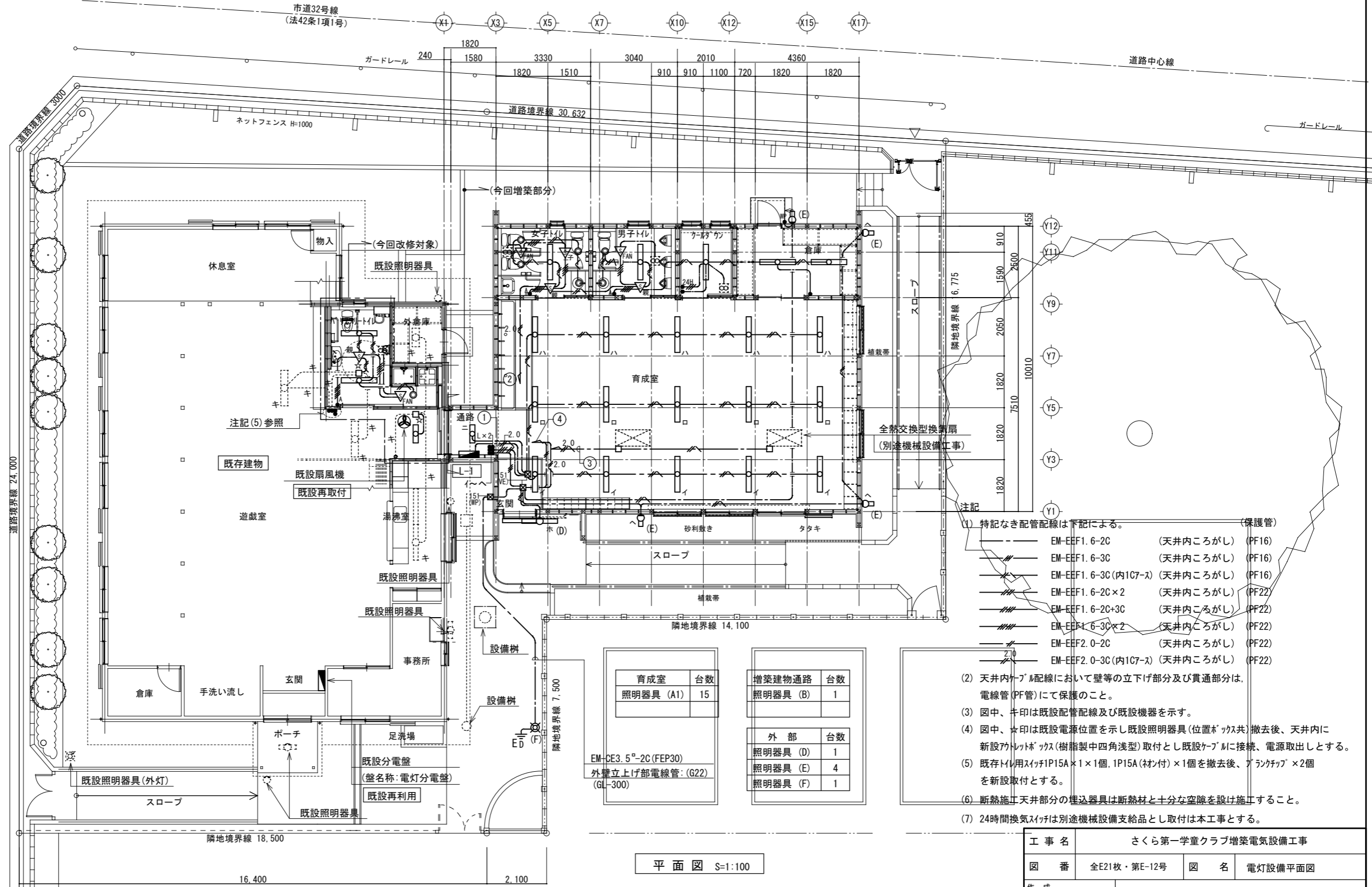
平面図 S=1:100

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-11号	図名	幹線・動力設備平面図
作成	令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司



パリアフリートイレ	台数	女子トイレ	台数	男子トイレ	台数	ケルグウ室	台数	倉庫	台数
照明器具 (A2)	2	照明器具 (A4)	1	照明器具 (A3)	1	照明器具 (A1)	1	照明器具 (A3)	2
照明器具 (C2)	1	照明器具 (C1)	4	照明器具 (C1)	2				

既存建物通路	台数
照明器具 (B)	1



- (1) 特記なき配管配線は下記による。(保護管)
- EM-EFF1.6-2C (天井内ころがし) (PF16)
 - EM-EFF1.6-3C (天井内ころがし) (PF16)
 - EM-EFF1.6-3C(内107-ス) (天井内ころがし) (PF16)
 - EM-EFF1.6-2C×2 (天井内ころがし) (PF22)
 - EM-EFF1.6-2C+3C (天井内ころがし) (PF22)
 - EM-EFF1.6-3C×2 (天井内ころがし) (PF22)
 - EM-EFF2.0-2C (天井内ころがし) (PF22)
 - EM-EFF2.0-3C(内107-ス) (天井内ころがし) (PF22)
- (2) 天井内ケーブル配線において壁等の立下げ部分及び貫通部分は、電線管 (PF管) にて保護のこと。
- (3) 図中、キ印は既設配管配線及び既設機器を示す。
- (4) 図中、★印は既設電源位置を示し既設照明器具 (位置★付共) 撤去後、天井内に新設アクリルボックス (樹脂製中四角浅型) 取付とし既設ケーブルに接続、電源取出しとする。
- (5) 既存トイレ用スイッチ1P15A×1×1個、1P15A (材付) ×1個を撤去後、プランクチャ×2個を新設取付とする。
- (6) 断熱施工天井部分の埋込器具は断熱材と十分な空隙を設け施工すること。
- (7) 24時間換気スイッチは別途機械設備支給品とし取付は本工事とする。

育成室	台数	増築建物通路	台数
照明器具 (A1)	15	照明器具 (B)	1

外部	台数
照明器具 (D)	1
照明器具 (E)	4
照明器具 (F)	1

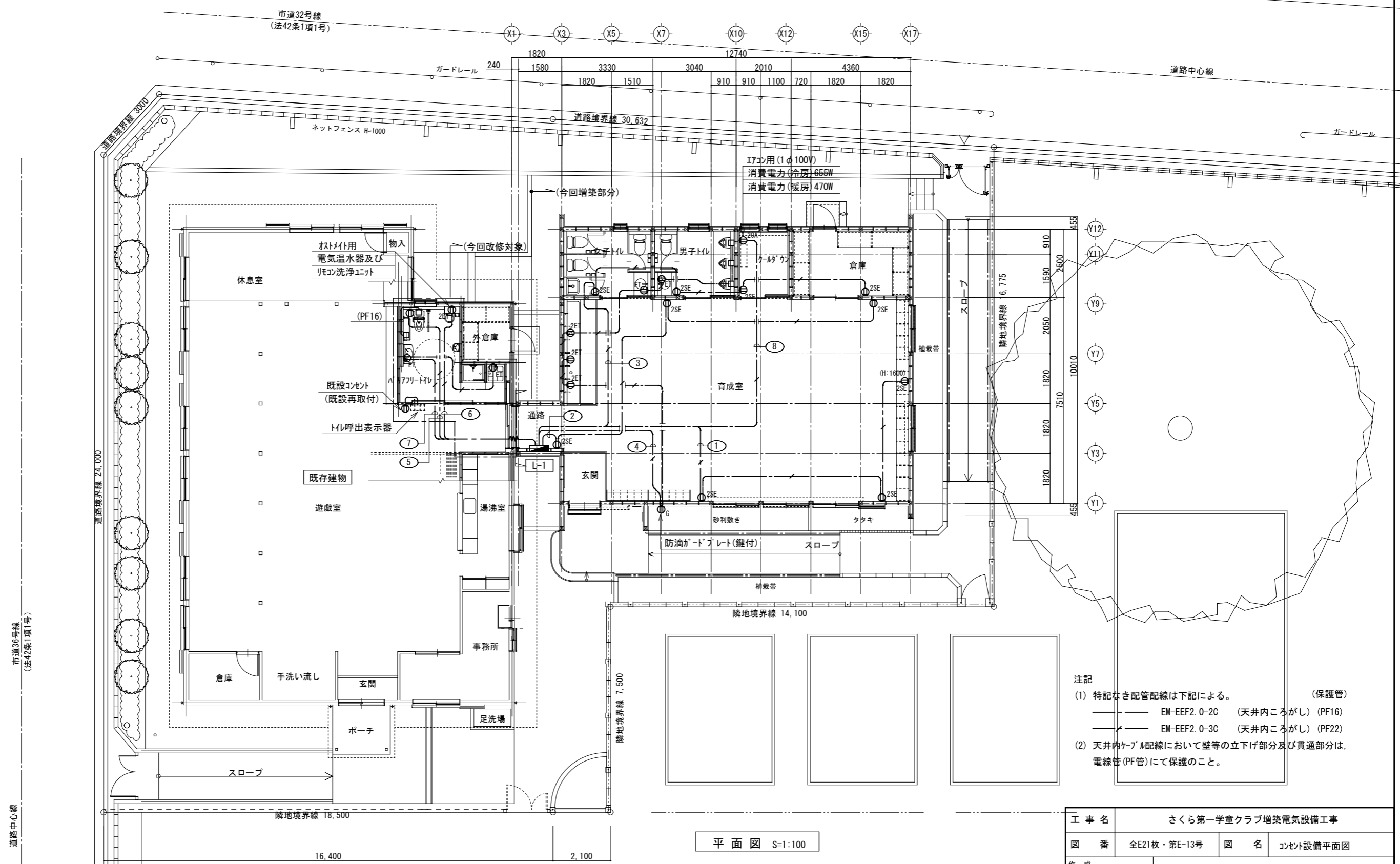
平面図 S=1:100

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-12号	図名	電灯設備平面図
作成	令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司

市道316号線 (法42条1項1号)

市道32号線 (法42条1項1号)

市道316号線 (法42条1項1号)

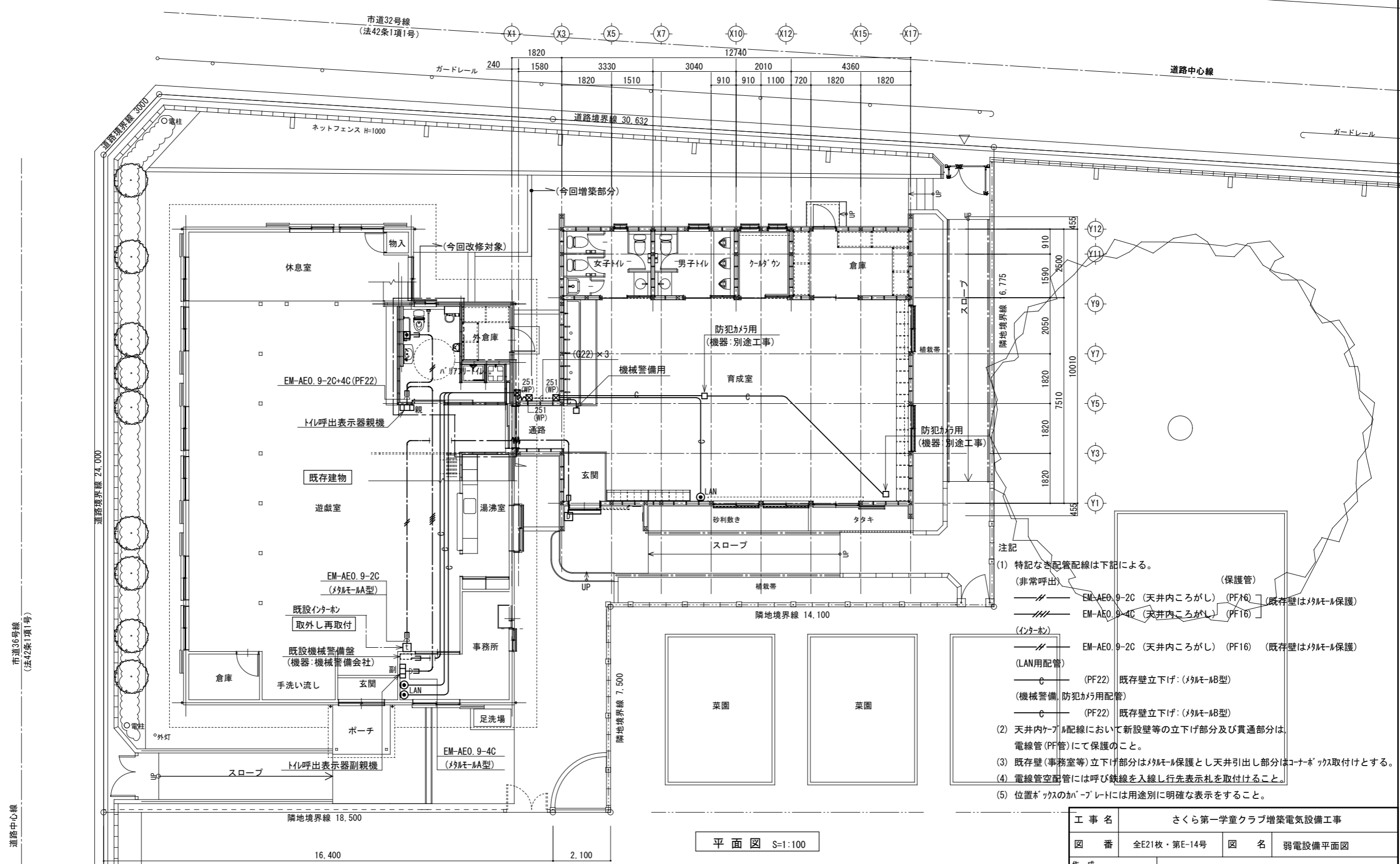


エアコン用(1φ100V)
消費電力(冷房)656W
消費電力(暖房)470W

- 注記
- (1) 特記なき配管配線は下記による。(保護管)
 - EM-EEF2.0-2C (天井内こがし) (PF16)
 - EM-EEF2.0-3C (天井内こがし) (PF22)
 - (2) 天井内ケーブル配線において壁等の立下げ部分及び貫通部分は、電線管(PF管)にて保護のこと。

平面図 S=1:100

工事名	さくら第一児童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-13号	図名	コンセント設備平面図
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司		



- 注記
- 特記なき配管配線は下記による。
 (非常呼出) EM-AE0.9-2C (天井内ころがし) (PF16) (既存壁はマルチ保護)
 (保護管) EM-AE0.9-4C (天井内ころがし) (PF16)
 (インターホ) EM-AE0.9-2C (天井内ころがし) (PF16) (既存壁はマルチ保護)
 (LAN用配管) (PF22) 既存壁立上げ: (マルチ用型)
 (機械警備, 防犯カメラ用配管) (PF22) 既存壁立上げ: (マルチ用型)
 - 天井内ケーブル配線において新設壁等の立上げ部分及び貫通部分は、電線管(PF管)にて保護のこと。
 - 既存壁(事務室等)立上げ部分はマルチ保護とし天井引出し部分はコーナボックス取付けとする。
 - 電線管空配管には呼び鉄線を入線し行先表示札を取付けること。
 - 位置ボックスのケーブルには用途別に明確な表示をすること。

平面図 S=1:100

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-14号	図名	弱電設備平面図
作成	令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司

市道36号線 (法42条1項1号)
 道路中心線

道路境界線 24,000

隣地境界線 18,500

隣地境界線 7,500

隣地境界線 14,100

隣地境界線 6,775

市道32号線 (法42条1項1号)

道路中心線

ガードレール

ガードレール

ネットフェンス H=1000

道路境界線 30,632

(今回増築部分)

(今回改修対象)

防犯カメラ用 (機器別途工事)

防犯カメラ用 (機器別途工事)

既存建物

玄関

隣地境界線 14,100

隣地境界線 7,500

菜園

菜園

EM-AE0.9-2C (マルチ用型)

既設インターホ 取外し再取付

既設機械警備盤 (機器: 機械警備会社)

EM-AE0.9-4C (マルチ用型)

倉庫

手洗い流し

玄関

トイ呼出表示器副親機

EM-AE0.9-4C (マルチ用型)

事務所

足洗場

ポーチ

湯沸室

遊戲室

トイ呼出表示器親機

EM-AE0.9-2C+4C (PF22)

物入

倉庫

休息室

通路

機械警備用

育成室

ケルグン

男子トイレ

女子トイレ

倉庫

スロープ

植栽帯

植栽帯

植栽帯

植栽帯

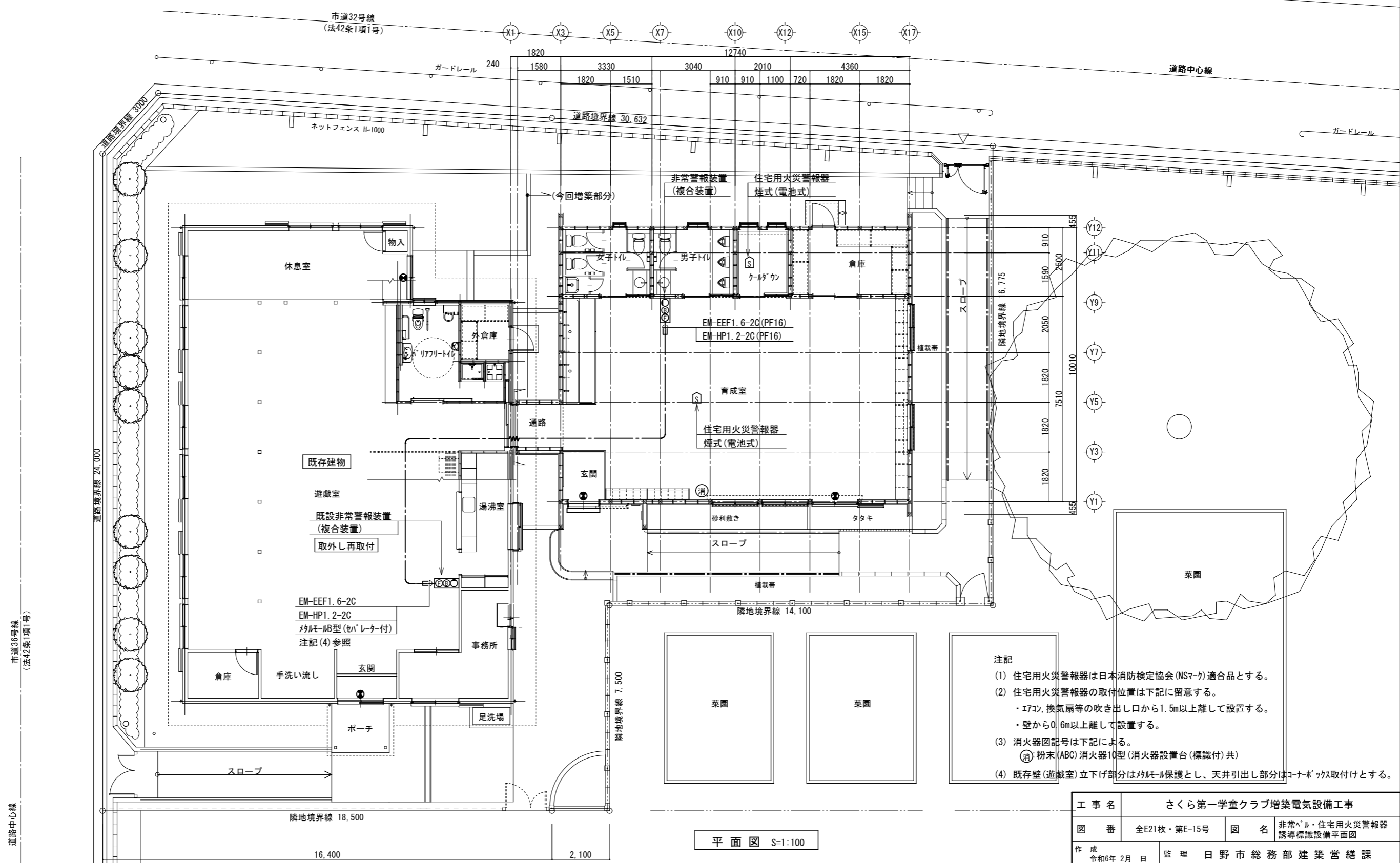
植栽帯

植栽帯

植栽帯

植栽帯

植栽帯



- 注記
- (1) 住宅用火災警報器は日本消防検定協会(NS7-7)適合品とする。
 - (2) 住宅用火災警報器の取付位置は下記に留意する。
 - ・エアコン、換気扇等の吹き出し口から1.5m以上離して設置する。
 - ・壁から0.6m以上離して設置する。
 - (3) 消火器図記号は下記による。
 - 粉末(ABC)消火器10型(消火器設置台(標識付)共)
 - (4) 既存壁(遊戯室)立下げ部分はメタル保護とし、天井出し部分はコーナボックス取付けとする。

平面図 S=1:100

工事名	さくら第一児童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-15号	図名	非常ベル・住宅用火災警報器誘導標識設備平面図
作成 令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司	

太陽光発電設備工事 特記仕様書

1. 一般事項

1. 1 適用範囲

本仕様書は、さくら第一学童クラブ増築工事における
系統連系用太陽光発電システムについて適用する。

1. 2 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、下記を適用する。
「東京都電気設備工事標準仕様書（最新版）」
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」
「公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）最新版」
「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版」

1. 3 適用規格・法規等

本工事の設計・施工に当たっては、下記の法令・規格等に基づくものとする。

- (1) 労働基準法 (8) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (2) 労働安全衛生法 (9) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (3) 電気事業法 (10) 日本電線工業会規格(JCS)
- (4) 電気設備技術基準 (11) 内線規程
- (5) 消防関係法規 (12) 系統連系規程
- (6) 建築基準法 (13) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- (7) 日本工業規格(JIS)

1. 4 保証条件

引渡し後1年以内に設計もしくは製作不良、その他工事者の責任に帰すべき不都合が発生した場合は、速やかにこれを無償で修理、又は、良品と交換するものとする。
なお、上記保証期間を経過した後に、機器製作不良等工事者の責に帰すると判断される原因により事故が生じた場合、その修理・取替に要する費用については、協議の上決定するものとする。

2. システム概要

2. 1 設備の概要

名称 : さくら第一学童クラブ太陽光発電設備
連系する電力系統 : 低圧一般配電線（単相3線、200-100V、50Hz）
発電設備の種類 : 太陽電池発電所
設備容量 : 太陽電池容量 4.8kW以上
パワーコンディショナ容量 4.4kW

2. 2 システム構成

本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池用架台、パワーコンディショナ（連系保護装置含む）より構成する。

- 太陽電池は太陽からの日射を受けると直流電力を発生し、パワーコンディショナで集電する。
- パワーコンディショナは、この直流電力を並列する商用電源の電圧、周波数、位相と同期した交流電力に変換し、対象とする負荷へ電力を供給する。
- 余剰電力が生じた場合には、当該電力は電力会社側電力系統に供給する。
- 連系保護装置等により、パワーコンディショナ及び系統の異常時には連系を遮断する。

2. 3 運転方式

パワーコンディショナは、下記の通り全自動運転を行うものとする。

- 太陽電池の電圧を監視し、設定値に達するとパワーコンディショナを自動的に起動する。
- 太陽電池の電圧を監視し、設定値以下になると自動的に運転を停止する。
- 太陽光発電システムによる負荷への電力供給は、原則として昼間のみを対象とする。昼間に日射不足により給電不能となる場合は自動的に運転を停止させる。
- 太陽電池出力監視による発電装置自動停止後の復帰は時限を採って行い、不要な高頻度のポンピングは避ける。
- 交流系統に事故が発生した場合やパワーコンディショナ故障時は速やかに商用系統との連系接続を解列し確実に停止する。
- 商用系統の事故の場合は、商用系統が復帰すれば確認時間後、自動的に再投入して運転を再開する。

2. 4 系統連系保護機能

本システムにおける連系保護機能装置は、「電気設備技術基準」に沿って設置するものとする。
保護継電器の種類・設置相数・検出場所を表-1に示す。

表-1

保護継電器の種類	設置相数	検出場所
(1) 過電圧継電器(OVR)	2相	インバータ出力点など 低圧回路の検出可能な 場所
(2) 不足電圧継電器(UVR)	2相	
(3) 周波数上昇継電器(OFPR)	1相	
(4) 周波数低下継電器(UFR)	1相	
(5) 単独運転検出機能(受動・能動)	—	

2. 5 納入機器範囲

納入機器は表-2に示す通りとする。

表-2

NO	機器名	仕様	数量	備考
1.	太陽電池モジュール	※1	20枚	
2.	太陽電池架台		1式	
3.	パワーコンディショナ	4.4kW	1台	
4.	コンセント付ブレーカー (自立運転用)		1台	

※1 単結晶系シリコン太陽電池

3. 機器仕様

3. 1 太陽電池モジュール

種類 : 単結晶系シリコン太陽電池
容量 : 4.8kW以上
その他 : 防眩仕様
外形寸法 : 図面参照

3. 2 太陽電池架台

構造 : 傾斜屋根用
材質 : 一般構造用鋼 溶融亜鉛メッキ処理同等品とする
(高耐食性メッキ鋼板も含む)
強度 : 関係法規に基づき必要な強度を有するものとする

3. 3 パワーコンディショナ

構造 : 屋外壁掛形
種類 : 系統連系パワーコンディショナ
定格出力 : 4.4kW
入力電圧範囲 : DC0~450V
出力電圧 : 単相2線 AC202V 50/60Hz
(単相3線式へ連系)
電力変換効率 : 90%以上
出力基本波力率 : 0.95以上
高調波電流含有率 : 電流総合5%以下 各次3%以下
制御方式 : 最大出力追従制御
運転/停止 : 「2.3 運転方式」による。
保護機能 : 「2.4 系統連系保護機能」による。
計測機能 : 表示項目(切替方式)
・交流電力 ・交流電力量
外形寸法 : 別図参照
塗装色 : 製造者標準

3. 4 コンセント付ブレーカー

(自立運転用)

構造 : 屋外壁掛形
材質 : ABS樹脂
収納機器 : 配線用遮断器、コンセント等
塗装色 : 製造者標準

4. 工事範囲

4. 1 機器据付工事

- 太陽電池アレイ組立取付工事
- 納入機器取付工事
- 架台組立取付工事

4. 2 電気工事

- 低圧電灯盤までの配管配線工事
- 自立運転用コンセント付ブレーカーの取付及び配管配線工事

5. 試運転・完成検査

5. 1 太陽電池モジュール出力特性

- 各モジュールの試験成績表の出力値がJISに適合していること。
- 出力の合計値が3.1に示す容量の合計値以上であること。

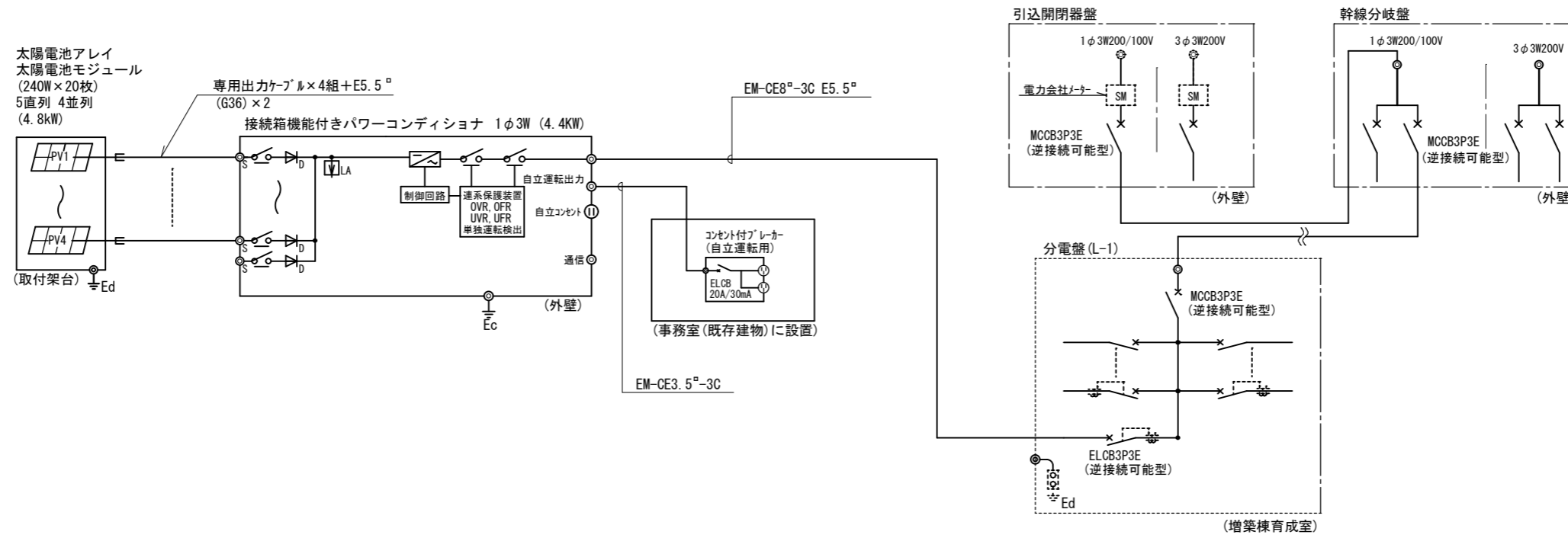
5. 2 下表の項目については試運転・検査・測定を行うこと。

項目 \ 機器	太陽電池	パワーコンディショナ	接続箱	配線ケーブル
外観検査	○	○	○	○
絶縁抵抗測定	○注1	○注1	○注1	○
絶縁耐圧	○注1	○注1	○注1	
保護装置特性		○注1		
システム動作		○		

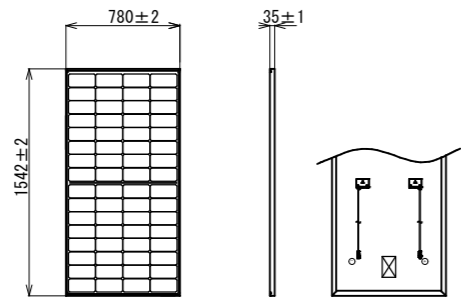
注1) 現地検査又は工場検査のいずれかで可とする。

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-16号	図名	太陽光発電設備特記仕様書
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司		

システム系統図



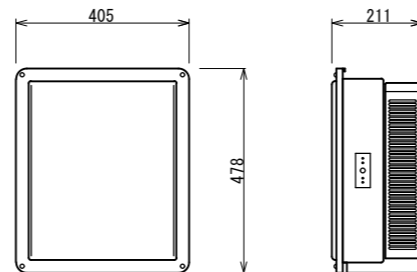
太陽電池モジュール



最大出力 ※ : 240W
開放電圧 ※ : 22.25V
短絡電流 ※ : 13.89A
最大出力動作電圧 ※ : 19.82V
最大出力動作電流 ※ : 13.47A
最大システム電圧 : 1000V
使用周囲温度 : -40°C~+40°C
仕様 : 単結晶系シリコン太陽電池
外形寸法 : 1542mm×780mm×35mm
質量 : 13.5kg
その他 : 防眩仕様

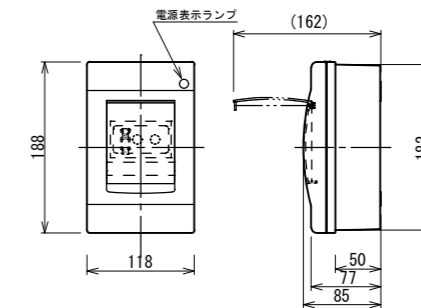
注) ※で示す特性値はJIS C 8990(IEC61215)に規定する基準状態での公称値を表す。
基準状態 : AM1.5の全天日射基準太陽光放射照度1000W/m²
モジュール温度25°C

パワーコンディショナ



定格出力 : 4.4kW以上
運転入力電圧範囲 : DC40V~450V
出力電圧 : AC202V 50/60Hz (単相2線式ただし連系は3線式)
入力回路 : 4回路
電力変換効率 : 96.5% (力率0.95時)
高調波電流含有率 : 総合5%以下 各次3%以下
計測機能 : 表示項目 : 交流電力、交流電力量
自立運転機能 : 単相2線式 101V 1.5KVA
質量 (本体のみ) : 20.0kg

コンセント付ブレーカー

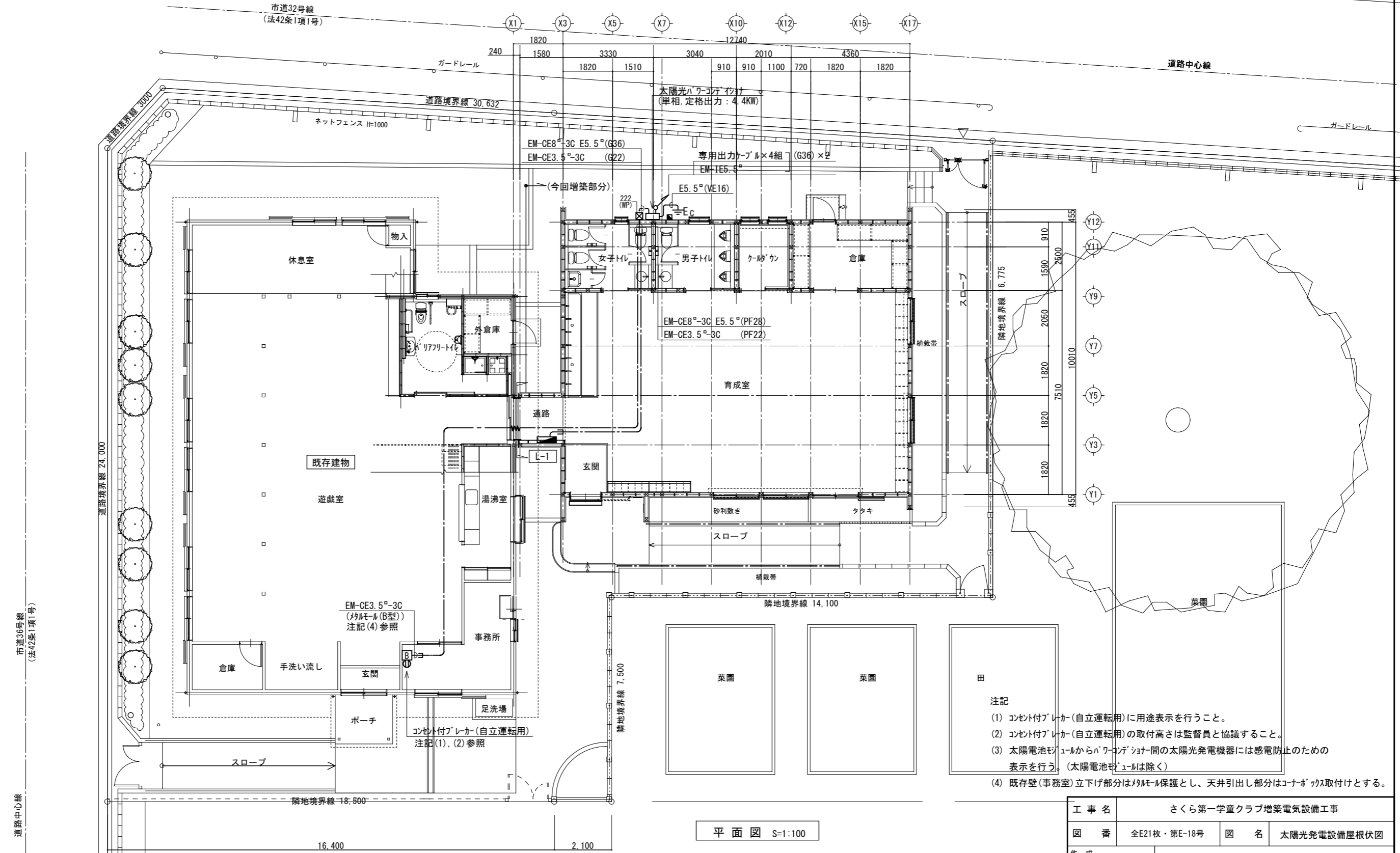
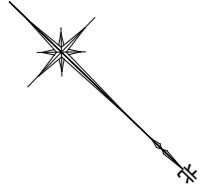


定格電圧 : AC100V
仕様 : 屋内型 樹脂製
収納機器 : 漏電ブレーカー(2P1E30/20 30mA)
コンセント2P15A(抜止め接地)×2個+(7-ス端子)×1個

(注記)

- (1) この図は参考図で各製作者により多少異なるもその機能を満足するものであれば差支えない。なお詳細は承諾図により決定する。
- (2) FIT申請等、必要な手続きの代行を行う。

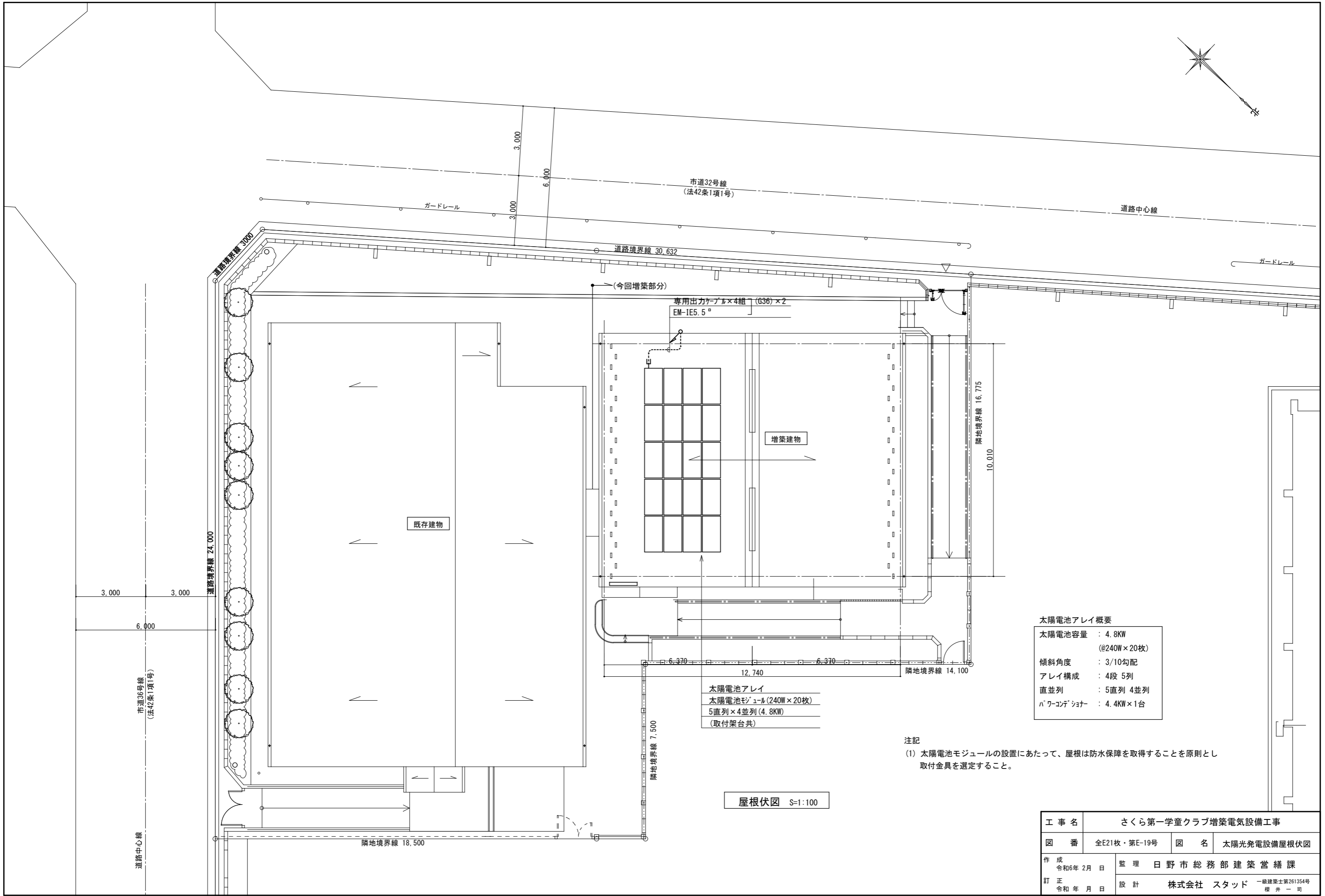
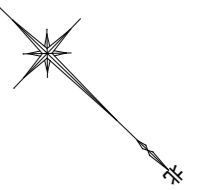
工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-17号	図名	太陽光発電設備システム系統図及び機器姿図
作成 令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司	



平面図 S=1:100

- 注記
- (1) コンセント付ブレーカー(自立運転用)に用途表示を行うこと。
 - (2) コンセント付ブレーカー(自立運転用)の取付高さは監督員と協議すること。
 - (3) 太陽電池モジュールからパワーコンディショナー間の太陽光発電機器には感電防止のための表示を行う。(太陽電池モジュールは除く)
 - (4) 既存壁(事務室)立下げ部分はマルモ保護とし、天井引出し部分はコーナボックス取付とする。

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-18号	図名	太陽光発電設備屋根伏図
作成 令和6年2月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和年月日	設計 株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井 一 司		



太陽電池アレイ概要

太陽電池容量	: 4.8KW
	(@240W×20枚)
傾斜角度	: 3/10勾配
アレイ構成	: 4段 5列
直並列	: 5直列 4並列
パワーコンディショナ	: 4.4KW×1台

太陽電池アレイ
 太陽電池モジュール(240W×20枚)
 5直列×4並列(4.8KW)
 (取付架台共)

注記
 (1) 太陽電池モジュールの設置にあたって、屋根は防水保障を取得することを原則とし、取付金具を選定すること。

屋根伏図 S=1:100

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-19号	図名	太陽光発電設備屋根伏図
作成 令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	株式会社 スタッド	一級建築士第261354号 櫻井一司



東京電力電柱
(東電:多摩平 49)

市道32号線
(法42条1項1号)

道路中心線

東京電力電柱
(東電:多摩平 48)

東京電力電柱
(東電:多摩平197)

市道36号線
(法42条1項1号)

電力・電話引込

引込コンクリート柱
既設再利用

道路中心線

既設動力分電盤
(盤名称:動力分電盤)
既設再利用

ED

CV14[□]-3C
既設再利用

CVT14[□]E5.5[□]
既設再利用

CVT14[□] (PE36) 電灯引込

CV14[□]-3C (PE28) 動力引込
(ケーブル:撤去)
(電線管:立上げ部分撤去)

道路境界線 14400

3.000

6.000

3.000

3.000

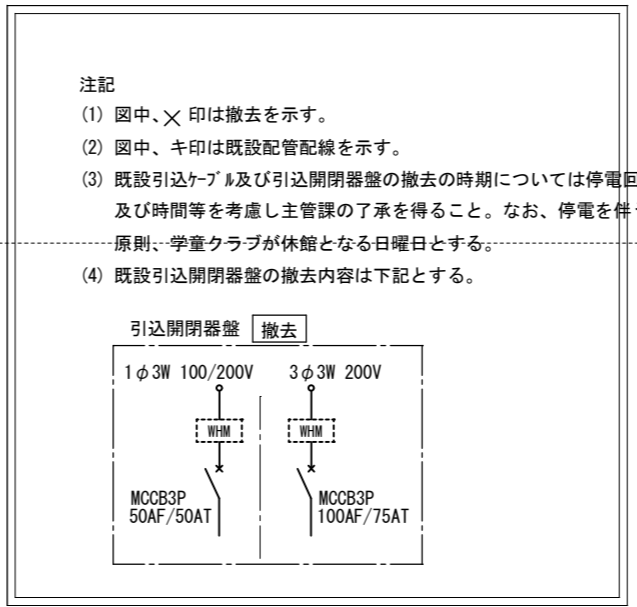
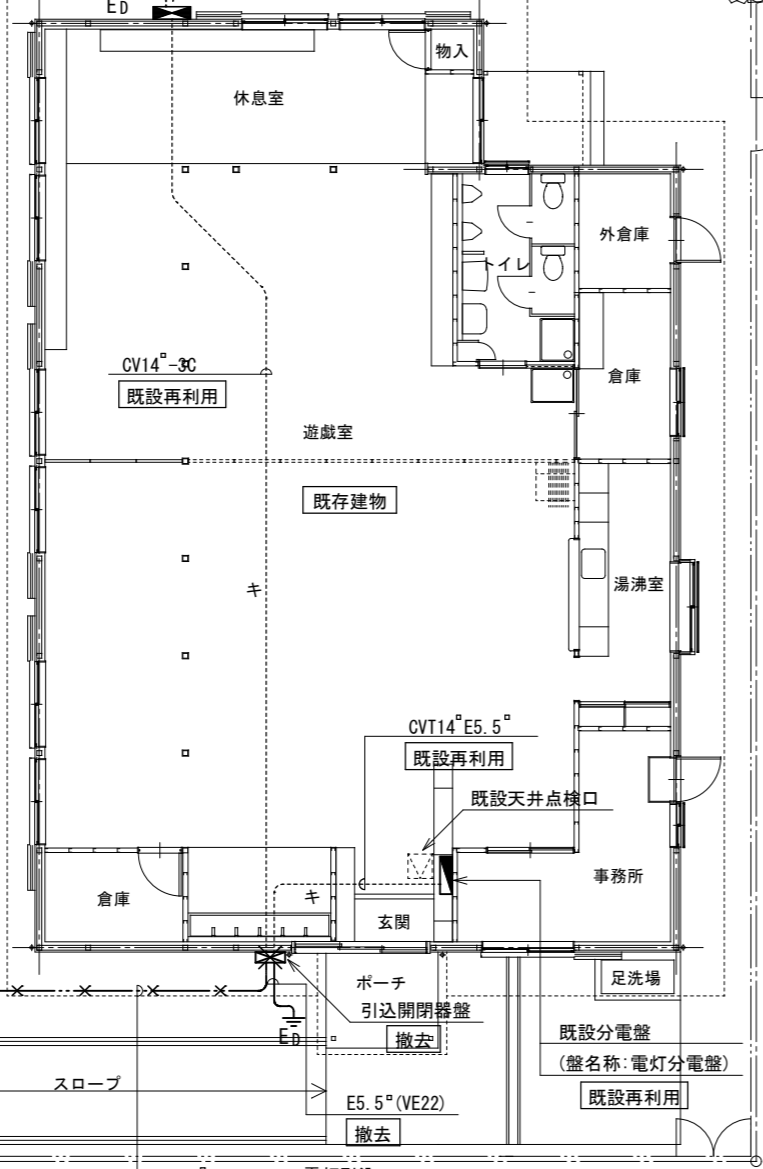
3.000

6.000

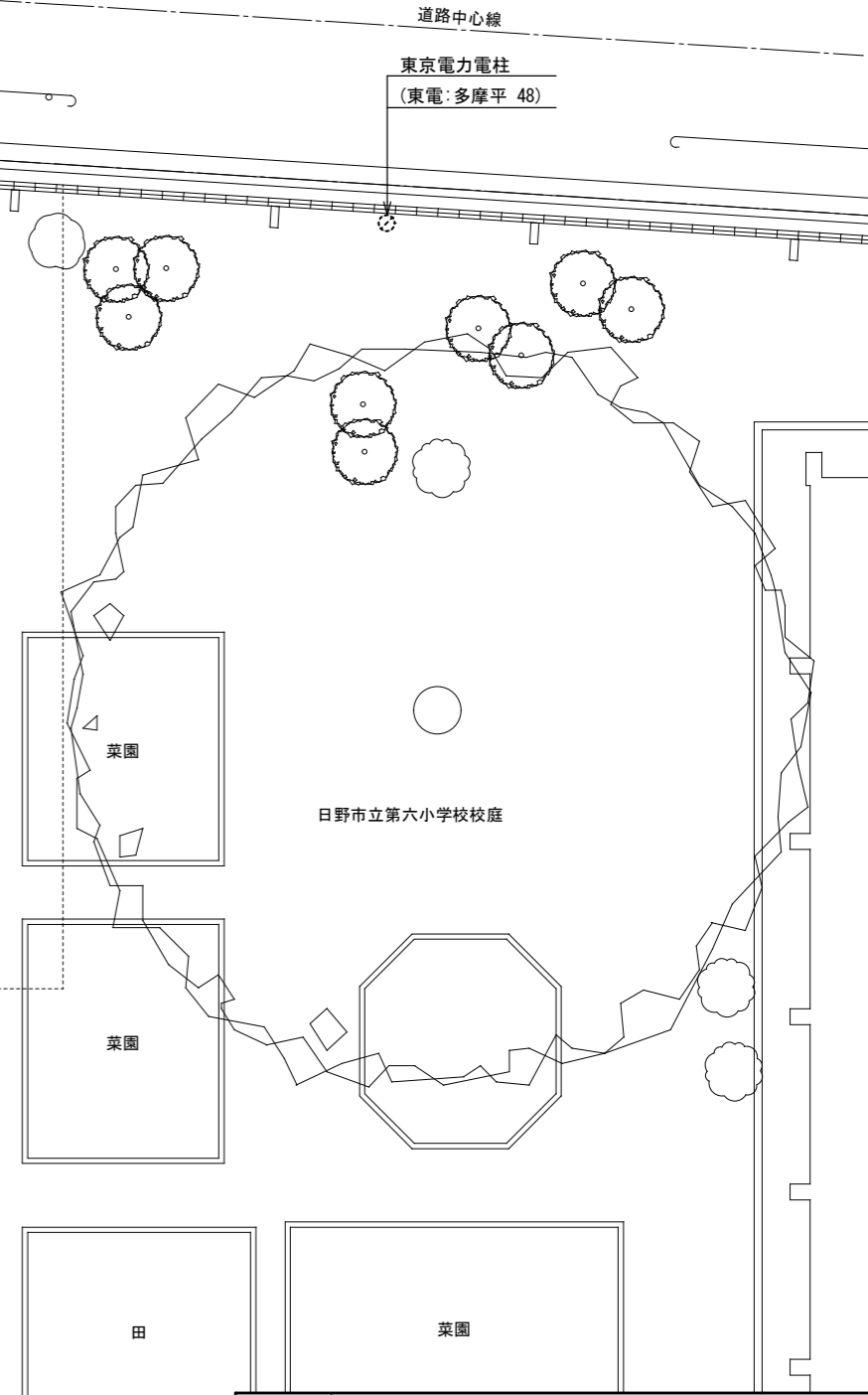
道路境界線 24000

隣地境界線 25300

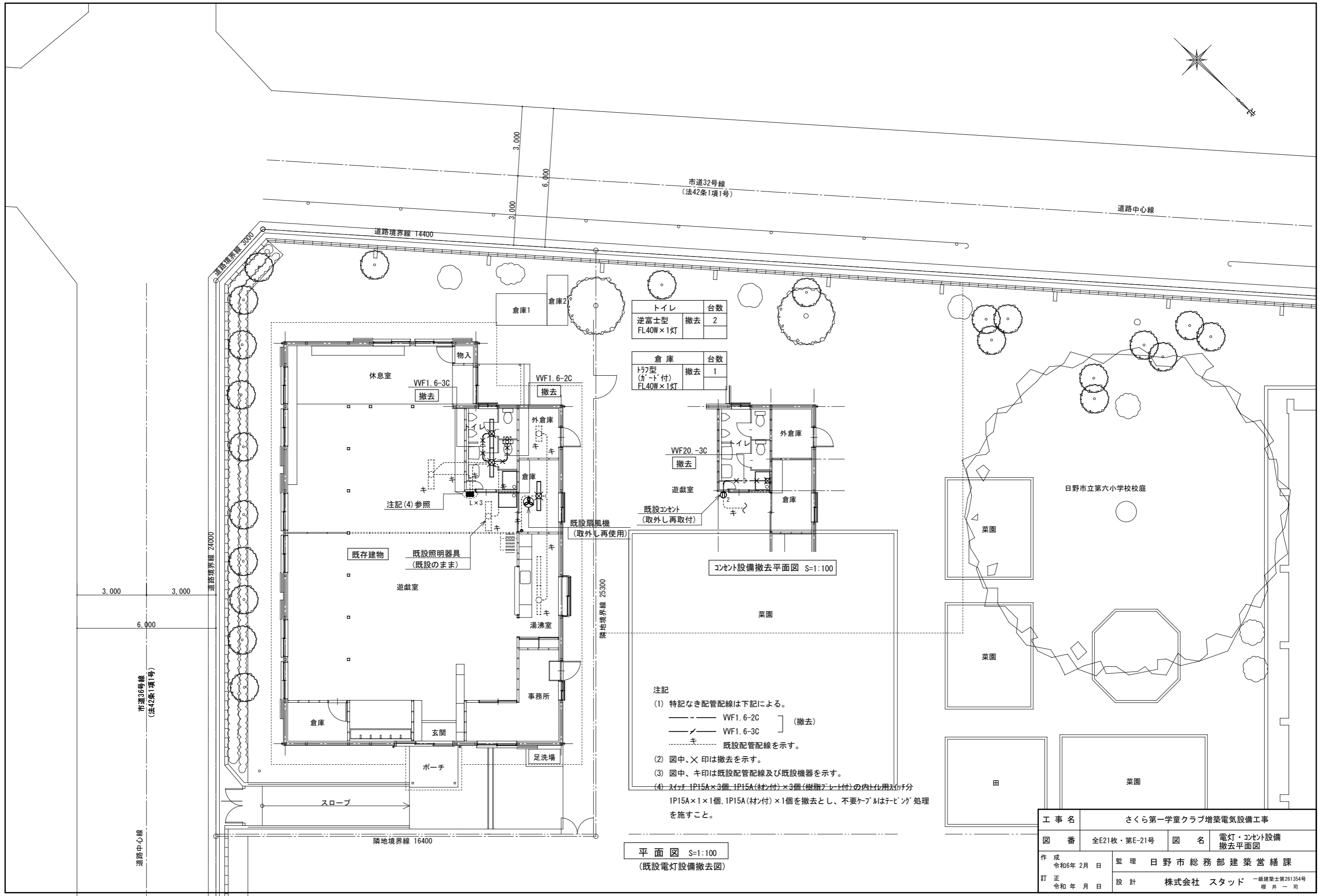
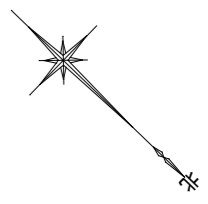
隣地境界線 16400



平面図 S=1:100
(既設幹線設備撤去図)

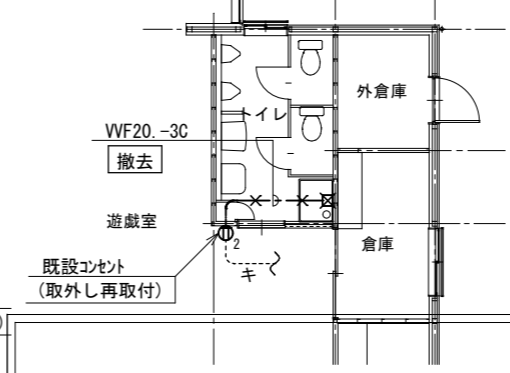


工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-20号	図名	幹線設備撤去平面図
作成	令和6年1月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司



トイレ	台数
逆富士型 FL40W×1灯	撤去 2

倉庫	台数
トラフ型 (ガート付) FL40W×1灯	撤去 1



- 注記
- (1) 特記なき配管配線は下記による。
 - - - - - VVF1.6-2C (撤去)
 - / - - - VVF1.6-3C
 キ 既設配管配線を示す。
 - (2) 図中、×印は撤去を示す。
 - (3) 図中、キ印は既設配管配線及び既設機器を示す。
 - (4) スイッチ 1P15A×3個、1P15A(ネット付)×3個(樹脂プレート付)の内化用スイッチ
 1P15A×1×1個、1P15A(ネット付)×1個を撤去とし、不要ケーブルは「テビング」処理を施すこと。

平面図 S=1:100
(既設電灯設備撤去図)

工事名	さくら第一学童クラブ増築電気設備工事		
図番	全E21枚・第E-21号	図名	電灯・コンセント設備撤去平面図
作成 令和6年2月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	株式会社 スタッド 一級建築士第261354号 櫻井一司	